
令和4年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和4年9月20日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月20日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 …… 石原 得博君
総務部長 …………… 中元 辰也君	産業建設環境部長 …… 瀬川 洋介君

健康福祉部長 …………… 重富 孝雄君 上下水道部長 …………… 山本 正和君
統括総合支所長 …………… 岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長 …………… 江本 達志君
教育次長 …………… 木谷 学君 病院事業局総務部長 …… 大元 良朗君
総務課長 …………… 梅木 義弘君 財務課長 …………… 岡原 伸二君
農林水産課長 …………… 行田 一生君 病院事業局総務課長 …… 木村 稔典君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） おはようございます。一昨日からの台風では、避難をされた方々は不安な夜を過ごされたこととお察しいたします。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。また、町のほうでも対策本部を立ち上げ、情報収集と対策に余念がなかったことと存じます。そういった直後の一般質問であります。今回も議論を深めていきたいと思っております。

本日最初の質問ということで、少し場を暖めつつ、進めたいと思っておりますので、時間をいただくことをお許してください。

この半年ほどの間で、世界も日本も大きく変わってしまった印象を受けております。令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻から、令和4年7月には安倍元首相が凶弾に倒れ、それからロシアのゴルバチョフ元大統領の死去、イギリスのエリザベス女王陛下の崩御から昨日の国葬と、一つの時代が終わってしまったんだと感じている次第でございます。

私としましては、とりわけ感慨が深いのは、ゴルバチョフ元大統領の死去であります。

ゴルバチョフ氏が当時のソビエト連邦の書記長に就任したのが1985年、構造改革という意味のペレストロイカと情報公開を表すグラスノスチを掲げたのが1987年でありました。

翌年の1988年の秋から冬にかけて、私はヨーロッパを列車を乗り継いで旅をしておりました。あとから考えますと、冷戦の終結段階であったその頃ですが、ヨーロッパはアメリカ中心のいわゆる西側とソ連中心の東側の言わば緩衝地帯でありまして、とりわけ東側の国に接した当時の西ドイツやオーストリアには、独特のきな臭いといってもいいようなひりひりする空気が流れ

ていて、それを感じながらの旅でありました。

その旅で、私は体制の違う当時の東ドイツにも足を伸ばし、東ベルリンの町を歩きました。地下鉄に乗りますと、乗客がみんな押し黙って下を向いております。見回しますと、車両に必ず1人、制服を着た警官だか軍人だかが乗っていて、乗客を監視している。徹底した監視体制を目のあたりにして、出国したときにはほっとしたものでありました。

その翌年、1989年にベルリンの壁が崩壊し、東西ドイツは雪崩を打って統合に向かいます。ソ連自体も1991年には崩壊し、その混乱の延長線上に今回のロシアによるウクライナ侵攻があるというのが私の歴史の見立てであります。

ちなみに、ちょうど私が東ベルリンを訪れていた頃に、KGBという悪名高いソ連の諜報機関の東ベルリン支局で情報統制と監視にあたり、ベルリンの壁崩壊で命からがら本国に逃げ帰った職員たちの中にウラジーミル・プーチンがいました。現在のロシア大統領です。

長くなりましたが、実はこれは今回の質問につながっておりまして、ゴルバチョフ氏が崩壊寸前のソ連を何とか立て直そうと提唱したのがペレストロイカという構造改革とグラスノスチという情報公開でありました。残念ながら、それは遅きに失した結果となったのでありますが、情報公開というのは社会を成立させるうえで大変重要なものであります。

さて、私どもの日本国は、自由と民主主義を国の基本とすることで諸外国から先進国として認められております。民主主義の基本は、以前も申しましたが、話し合いであります。その話し合いのために必要なのが、行政による情報公開と説明責任であります。

と申しましたが、そういうことは既に周防大島町の条例にちゃんと書いてあります。平成16年制定の条例第11号周防大島町情報公開条例です。その第1条、この条例は、町民の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにすることにより情報の共有化を図り、町民の町政への参加を促し、町政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた町政を実現することを目的とする。すばらしいものであります。

さて、私どもの周防大島町では、多くの審議会や委員会といった町に対する諮問機関が設立され、提言を行っております。そういった審議会などには、議事録を公開している会もあれば、公開しない会もあります。例えば、周防大島町男女共同参画審議会と周防大島町総合計画策定審議会は議事録を町のホームページで公開していて、議事の流れ、どのような意見が出てどのような回答があったかを誰もが知ることができます。これはすばらしいものであります。

ところが、そうでない会もあります。例えば、周防大島町地域公共交通活性化協議会は、議事概要をホームページで公開しておりますが式次第にとどまり、委員の間からどのような意見が出たかは省略されています。また、子ども・子育て会議のように、傍聴も認めないし、議事録の公開もしないという会もあります。

そこで質問です。説明責任と積極的な情報公開を掲げる周防大島町情報公開条例を踏まえて、町における各種審議会等の議事録の公開・非公開の基準について質問します。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、山根議員の町の審議会などの議事録の公開についての御質問にお答えをいたします。

本町における審議会や委員会等は、それぞれ法令や例規・条例・規則・要綱等、以下、法令・例規等と申しますけれども、それによりその設置や運営を規定しており、所管する部署において運用をしておるところでございます。

山根議員からの議事録の公開・非公開の基準はという質問でございますが、設置・運営にかかる法令・例規等に議事の公開や、議事録に関する規定がある場合はその規定に従い、所管する部署において対処しており、公開の方法については、ホームページ、各庁舎の閲覧コーナー、所管部署の窓口での公開および請求に基づく個別の公開などがございます。

また、議事の公開や議事録に関する規定のない審議会や委員会等も多数ございます。この場合は、所管部署において、それぞれの設置の趣旨や目的に応じて議事録公開の可否を判断しているのが現状であり、全庁的に統一された基準は設けておりません。

今後においても、議事録公開の判断は所管部署において行うこととしておりますが、趣旨や目的に照らして広く住民の方々に公開すべきものと判断できるものについては、適切に、可能な限り公開する方向で対応してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） それぞれの所管の部署での判断ということでもありますけれども、周防大島町情報公開条例を見ますと、まず、第5条において、何人も、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。とあります。その公文書の定義というものは、第2条の4項に規定されております。さらに、第6条では、公開しないことができるものという、その規定がございます。その中で、幾つかあるのですが、主なものが、法令により公開できないもの、個人情報により公開できないもの、そういった法人情報により公開できないものという、そういう規定がございます。これは、それ以外のものは全て公開すべきという、そういう意味であると私は捉えます。

さらに、第8条においては、非公開情報が記録されている場合、つまり先ほどの個人情報であったり、法令により公開できないような情報が含まれている場合であっても、そこを伏せての公開ということになると。そういう情報が含まれているから全部公開しなくてもいいと、そういうわけではなく、そこを省略した公開となると、そういうことが定められており

ます。

各部署においての判断になるということではありますが、この情報公開条例の理念を考えると、これはある程度、やっぱり基準を設けて基本的に、こういった議事録の情報は公開すべきであるとするのが正当であると考えますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山根議員からの御質問にお答えいたします。

山根議員が言われるように、当然、町には情報公開条例というものがございます。基本はやはり、山根議員がおっしゃるとおり、その条例に沿った対応が当然のことながら必要であろうというふうに思っております。

ですから、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、極力、住民の方に広く周知していくべきものについては、今後もしっかりと公開に向けた対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 先ほど、総務部長の御答弁で、周知すべきものについてというお話がありました。その周知すべきものかどうか、またその価値について判断するのは、私は町民であり住民だと思います。やはり基本は全て周知する。全部ホームページに載せろとは言いませんけれども、やっぱり必要なところは周知して、それで住民の方が必要であると思ったものはちゃんと請求により公開する、それが基本だと私は思います。そういったことで、これから考えていっていただきたいと思います。

それぞれの所管部署においてその辺は判断するというのでございまして、ちょっとそれぞれの個々の状況について御質問していきたいと思っております。

まず、周防大島町地域公共交通活性化協議会でありますけれども、こちら、先ほど申しましたとおり、議件については省略されております。この省略されている理由について、御質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 情報公開とは、本来、全てのものを公開し、公開できないものはできないというのが本質だと思っております。

周防大島町地域公共交通活性化協議会においては、情報の公開について、要綱で会議は公開とするというふうに定めております。議事録については、具体的に要綱に定めておりません。公開については、5人から10人程度の席を設けて公開をしております。

ただ、今、議事録をどういう形で公開をするかということは非常に検討を要するところというふうに思っております。協議会のメンバーの中には地域の代表として出ていただいている町民の

方々もおりまして、今、非常に議論が闊達に行われており、うれしい限りではあるんですけども、発言者の名称を隠すにしても、発言者が特定される可能性がありまして、それによる萎縮により活性化が阻害されることを懸念しております。

どういった形で議事録の公開をしていくかというのは今後も検討させていただきたいと思いますし、もう1つ、パブリックコメントを求める段取りにしております。その時点で、町民の方の御意見を吸い上げて、生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 公開の方向であるということで、非常にありがたいことと思えます。

ただ、いろいろなそういった問題があるというのは私もよく分かります。そういうところを配慮しなければいけない。付度とまではいきませんが、配慮しなければいけないということによく分かります。

ただ、今、産業建設環境部長もおっしゃいましたとおり、今後、パブリックコメントを求めていくという段階で、どういう議論が審議会のほうでされたのかと、そういうことがやっぱり公開されないと、住民のほうで分からないとパブリックコメントの書きようもないと。書いたとしても、とんでもない的外れのものを書いてしまうと、そういうことになるおそれも十分あると思えます。

また、さらに、こういうことを言うのはあれだとは思いますが、これ、町の事業としてやっぱりやっているわけですから——審議会というのですね——そのために予算を取ってやっているわけですから、その成果を町民に示すというのは、これは当然のことだと思います。なかなかいろいろ難しい問題があるというのは私も重々承知いたしますけれども、やはり基本は公開するというので検討を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きましてもう1つ、子ども・子育て会議について、同様に質問いたします。

こちらのほう、傍聴と議事録の公開をしないという、その理由について御質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

現在、子ども・子育て会議につきましては、特に会議録の公開についての規定はございません。また、子ども・子育て会議の各委員には、子ども・子育て会議条例施行規則によりまして、守秘義務が課されているところでございます。

ただし、今後につきましては、先ほど町長のほうから答弁がございましたように、趣旨や目的に照らして広く住民の方々に公開すべきであると判断できるものについては、適切に、これは可

能な限り公開する方向で対応したいという答弁がございましたので、個人情報には十分注意しながら、会議録の公開について検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 公開のほうでお考えいただくということで、こちらもぜひ進めていっていただきたいと思います。やはり、子ども・子育て会議、子育て世代の方にとっては非常に関心があるところであります。そこで何が、どういうことが審議されているのか、話し合われているのか調べようとしても、全然調べられないというのは大変住民にとっても非常に残念なことであります。ぜひ、公開の方向で続けていただきたいと思います。

子ども・子育て会議についてはもう少しありまして、昨年、令和3年9月、私のほうがファミリーサポートセンターの設置について一般質問で質問したところ、当時の執行部からは令和6年度の実施を目指すという、そういう回答がございました。

ところが、その後令和3年11月に開催されました子ども・子育て会議で委員のほうから意見が出まして、令和6年実施を目指すのではなく、今後実施するアンケートの結果を基に実施を検討するということになったという、そういう経緯がございました。これはやっぱり、憲法で定められた地方公共団体の議事機関として設置される議会に対して町の諮問機関である子ども・子育て会議が優先するという、私はこれは議会制民主主義に対する重大な挑戦であると受け止めざるを得ません。

この話をするとちょっと慣例になってしまいますから、もうあまりしませんけれども、ただ、これだけは申し上げたいのは、私どもの議会というのは誰でも傍聴できます。CATVの視聴環境がある方でしたら、どなたでも自宅で中継をご覧になることができます。また、議事録ものちには公開され、この一般質問は動画配信で全世界に対して配信される。これは、吉村議会広報編集特別委員会委員長の御尽力が大きいところなんですけれど、開かれた議会として全国でもトップランナーの議会だと私は思っております。公開ということについては、全国でも本当にトップを走っている議会であると。しかるに、傍聴は認めない、議事録は公開しないという会議で発言されたことがその答弁に優先するということは、これは異様なことであるということはお明らかであると思います。

今までこういったことがあったと、それをどうこう言うつもりはございません。ただ、これからは、やっぱりここはみんな開かれたものにしていかなければいけない。提供すべきか、周知すべきか、そうでないか、それを決めるのはやっぱり住民の側だと思います。公開されたものに対して、ああ、こういう情報は数字ばかりだから要らないよと思うのか、いやいや、ちょっと待て、この数字は何だ、それを決めるのは住民の側であると私は考えております。ぜひ、いろいろなことを広く周知していく方向にこれからかじを切っていただきたいと思っております。

そういったことを踏まえまして、町長にお伺いしたいと思います。今後の本町の情報公開のあり方について、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員より御質問をいただきました、町の情報公開についてということとであります。

先ほどの子ども・子育て会議の件におきましても、令和6年の実施を検討するということがあったけれども、アンケートというようなことになっておったということでございます。

情報公開ということについては、議員御指摘のとおり、必要なことだと私も認識をしております。ただ、課題がやはりまだあると思います。全てを公開するといっても、やはりそこにはいろんな問題があります。大きくは、それぞれの自治体によっても差があるというのが1つまた課題であります。この自治体はこのくらい情報公開をしている、ここはこういった情報公開をしていると、その規定というか、ある程度定まったものがないということとありますので、町独自の判断が求められるところなのかなというところも1つの課題です。

そして、先ほどからもお話がありますように、個人情報、そしてプライバシーのことであります。町においては、大変多くの量の個人情報を扱っております。そしてまた、ともすると利害関係におよぶようなことをこの会議においても協議をしておるわけでございますので、それを全て公開をしてしまうと、やはりプライバシーにあたる、プライバシーを侵害してしまうことであったり、また思わぬ利害関係を生むことがあります。そちらについては、やはり良識を持って判断をしていくことが大事になってくるのかなと思います。

全てを公開ということではなくて、もちろん従来どおり、従前どおりということではなくて、これはどういったことで公開するべきなのか、しないべきなのかということ、やはりその都度状況は変わってきますので、そういった判断がこれから必要になってくるかと思っておりますので、そちらについてもしっかりと対応してまいりたいと思います。

話は戻りますけれども、ファミリーサポートセンターの件でありますけれども、こちらは、私も子ども・子育て会議で決まったことであるということは承知をしておりますけれども、やはりファミリーサポートセンターの設置ということについて、再び、もう1回再考したいということでアンケートということになっていると思っておりますので、そちらは議員各位の皆様のお知恵をお借りしないといけないところでありますが、周知が、お知らせがしっかりと行ってなかったということは、やはり議会の皆さんに対する説明不足があったと思います。

今後このようなことがないように、議会の皆様にはしっかりと御説明を差し上げながら進めてまいると、そしてまた、タイミングがちょうどこのときできないということであっても、遅れて、例えば新年度予算のときでありましたり、そういったときにしっかりと御説明できるように準備

をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。今後、やはりいろいろ問題はあるとは思いますが、ぜひ、情報公開条例の理念に立ち返って、情報公開、努めていっていただきたいと思っております。

今後も広く開かれた町政を目指し、その実現のために、私も微力ながら尽くしていきたいと考えております。町民に対して知る権利を守る、そういったことをともに実施していければと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、2番、栄本忠嗣議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 失礼いたします。議席番号2番、栄本忠嗣です。よろしくお願い申し上げます。

まず、1つ目の質問ですが、現在、周防大島町内の海岸沿いの道路の両脇に雑草、雑木が生い茂っており、見通しが悪く、歩道を歩くことができない箇所が増えている状況です。歩道であるにもかかわらず、通行できない箇所は車道を歩かざるを得ず、交通事故の危険性が高まっております。

また、町道、農道においても、時期によって変動しますが、車線の内側まで雑草が伸び、雑木が垂れ下がっている箇所が多く、避けて通行するならば中央線を越えてしまうなど、対向車が来れば、人、車、バイク、自転車などの衝突事故が起りかねない状況となっております。

これらが一番の問題であると考えますが、さらに海岸沿いの道路に雑草などが生い茂って見通しの悪い状態が続くと、周防大島町へ来られた観光客の皆様が、海や山などのすばらしい景観を楽しめない状況であると考えます。私の意見ですが、常々、自然豊かできれいな景色を眺め楽しんでいただくことこそが周防大島町の観光の一番の魅力であり、また周防大島町へ行ってみたい、周防大島町はすてきなところだった、周りの人に勧めてみようと思わせる最も大切な部分ではないかと考えます。

年々、雑草、雑木の状況は悪化しており、現状の対策にとどまらない、安心・安全な事故防止対策、観光面での対策が必要であると考えますが、執行部の見解を伺います。

続きまして2つ目の質問ですが、現在、周防大島町に、公共の電気自動車充電スタンドは道の駅サザンセットとうわに1基のみ設置されている状況です。その道の駅サザンセットとうわの1基が

昨年8月29日に故障し、今年の7月7日に修繕されるまで、10か月以上使用できない状況が続きました。その期間、電気自動車充電スタンドが故障していることを知らず、道の駅サザンセトとうわで充電することを想定して訪れた観光客の電気自動車が充電できず、動かなくなり、柳井市の自動車メーカーまでレッカー移動された事例が発生しております。私が確認に伺ったところ、1社だけで3件確認されました。

そのほかにも、道の駅サザンセトとうわに電気自動車充電スタンドの故障の有無の問合せがあり、結果として周防大島町を回避し、電気自動車充電スタンドが設置されている近隣の自治体へ観光先を変更したケースも確認しております。

私のほうへも、道の駅サザンセトとうわの電気自動車充電スタンドがしばらく故障したままですが、いつ直すのだろうかという問合せがあり、担当課へお尋ねしたところ、修繕の予算が組み込まれていないので、来年度予算で対応しますとの回答でした。

先ほど、雑草・雑木対策でもお願いしましたが、今後、周防大島町にとって、観光政策は大きな柱であります。来ていただく観光客の皆様にも環境にもやさしい周防大島町として、山口県内・県外へ発信していくためにも、現在の道の駅サザンセトとうわのほかに公共の電気自動車充電スタンドを増設する必要があると考えますが、執行部の見解を伺います。

以上2点でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員の雑草・雑木対策を、についての御質問にお答えをいたします。

町内の道路は、山口県柳井土木建築事務所大島分室が維持管理をする一般国道、そして主要県道および一般県道があり、町においては、1級、2級およびその他の町道や一定要件農道を含む農道がございます。町内の海岸沿いの道路につきましては、主に国道・県道となり、山口県管理の道路となります。

山口県柳井土木建築事務所によりますと、海岸沿いの道路だけではなく、周防大島町内で県が管理する全路線を対象とし、交通状況や繁茂状況等を総合的に判断したうえで草刈りの実施区間を決定し、草刈り業務を年に1回実施しております。また、県発注の草刈りの業務のほかに、歩道内や交通量が少なく危険性が低い区間については、地元の方のサポート登録制度により草刈りを実施していただいておりますとのことでございます。

本町におきましても、町が管理する道路にかかる維持管理につきましては、歩行者の安全確保や車両の通行に危険が生じないように維持管理を行っていくことは、安心・安全なまちづくりに欠かすことのできない、町民の生活に密着した重要な課題であると認識しております。

現在、町内には872路線、総延長482キロメートルの町道があり、本年度当初予算では町道の草刈り等委託料に1,771万6,000円を計上し、農道につきましては547路線、総延

長183キロメートル、本年度当初予算では農道の草刈り委託料に130万2,000円を計上し、順次草刈り業務を実施しているところでございます。しかしながら、町民の方々や観光客の方々に対して御不便、御不満をおかけしておりますが、限られた予算の中で少しでも効率的な管理ができるよう努めてまいります。

また、道路・歩道に張り出した樹木や枝などは、歩行者や自動車の通行に支障となるだけでなく、見通しを悪くし、事故の原因となることがあるため、適切に管理を行っていかねばならないと考え、道路において通行に支障となる樹木等につきましても、道路維持の予算の中で計画的に伐採工事を実施しているところでございます。

町道等の除草・伐採等についての課題は多くありますが、道路パトロール等による危険箇所の把握や安全対策に一層努めてまいりたいと考えておりますので、今後も各地域の皆様にも御協力をいただき、町としてもできる限り安全に通行できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、国道・県道の草刈り等については、山口県に要望を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいま御質問のEV充電スタンドの増設をの部分についてお答えをいたします。

町にとって、観光産業は重要な産業の1つであると考えており、今後も町の発展・活性化を図るうえで継続して推進してまいりたいと考えております。

本町には、現在、EV充電スタンドが道の駅サザンセットとうわに1基あり、無料での提供をしておりますが、栄本議員御指摘のように、昨年度故障したのち、修理部品等が調達できなかったことなどから、今年7月の修繕完了までの長い間、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしたところでございます。

御承知のように、EV・PHV型車両につきましては、昨今の環境保護に対する意識の高まりや自動車税の課税免除制度の効果などから、急激に増加をしております。全国的には充電設備の整備基数も順調に増えてきてはおりますが、その伸び率は車両ほどではありません。

町といたしましては、観光客の皆様の利便性の向上やさらなる脱炭素社会への推進に貢献するため、EV・PHV型車両の普及を図るために、充電設備の整備を前向きに検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、EV充電スタンドの設置につきましては、補助制度はあるものの、多額の設置費用や維持管理費も必要となることなどから、設置場所や設置台数、充電器の種類、さらには利用の際の課金についてもあわせて考えていかねばならないと思っております。

また、観光施設だけではなく、今後普及していくであろう町民の皆様のための役場庁舎等公共施設への設置も今後再検討していく必要があると考えておりますし、さらには商業施設やコンビ

ニエンスストア、宿泊施設等集客施設への事業者独自の設置についても期待したいところであり
ます。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。

まずは、雑草・雑木対策からお聞きいたします。

御答弁の中にもあったように、やはり予算にも限りがあると。さらに、海岸線などの国道・県道は周防大島町の管轄ではなく、山口県へ強く要請していくというのが現状であることは理解しております。

ただ、その現状の中でも、少しでも効率的な管理という町長の御答弁がありました。その効率的な管理ということに関して、雑草・雑木対策について、県と連携し協議する場を設けておられますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 国道・県道を管理する県、それから町道等を管理する町との草刈りについての協議というのは、年度当初に県のほうから予算概要の説明等の中で協議はしております。

先ほども言いましたが、主に国道・県道が、観光的にも安全性の部分においても重要な部分とは思っておりますので、改めて県のほうには強く要望をしまいたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。自分が周防大島町全域を回り感じることは、雑草・雑木対策を行っている地域とそうでない地域の差があるのではないかとことです。地域ごとに団体や個人で取り組まれているボランティア活動の影響もあると思いますが、非常にきれいに刈り取っている地域もあれば、冒頭申し上げたように、通行できないような、手入れをせずそのままの地域もございます。ぜひ、今、年度当初に1度協議を行っているということですが、半年に1度、1年に2回など、定期的に協議する場を増やしていただき、ぜひ周防大島町の管轄外の道路であれ、要請で終わることなく、県と連携することで現状をしっかりと把握していただき、限りある予算の中で効率よく、周防大島町全体をまんべんなく整備する流れをつくっていただきたいと存じます。

続きまして、県や町の予算が限られている中で、どうしても行き届かない部分について、自治会や団体での取組への支援についてお伺いいたします。

支援の中で、賠償責任、傷害保険の加入、また個人での取組については、のち程、より詳しく質問していただける吉村議員が控えておりますので、よろしくお伺いいたします。

よく自治会の役員会などで要望されることですが、自主的にボランティアで草刈りを行っているが、自分の土地でないのに費用がかかると続かない。刈った草など、捨てる場所に困るといった点です。中には、自分の土地でないのに料金を支払い、業者や地域の方をお願いしているというケースもありました。

その中で、提案として、自治会やボランティア団体などでもっと取り組みやすい形にしてほしいというものでした。もし可能であれば、自治会や団体が届け出たときは、山口県で取り入れているサポート制度のように、例えば草刈り作業面積1平方メートルあたり、これは初回のみですが、44円の委託料の支給、草刈り機の貸出し、もしくは草刈り機の燃料代の支給、チップソーの現物支給、そして、一番強くお願いしたいことですが、海岸清掃や道づくりの自治会での取組のときのように、刈った後の草木の回収を周防大島町に行っていただくなど、新たな支援の導入を考えていただけないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 地元自治会等によるボランティアによる活動への支援であるとかということは、以前の議会でも議論になったところでございます。

既に町長とも話を進めておりますけれども、町内各所の道路についてのそういったサポート体制については、まず制度設計から検討をはじめているところでございます。すなわち、現在、国道・県道、それから町道の中でも幹線町道、それから大規模農道のようなものは既に委託でお願いをしております。そういった部分とのすみ分けをきちんとして、それ以外の農道や町道についてのサポート体制というのはしっかりと考えていかなければならないと思っておりますので、今、制度設計から取組をはじめているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。制度設計から考えていくということですが、先ほどお願いしました委託料の支給などは金額がかかることだと思いますが、特に一番、先ほども申し上げましたが、自治会などで要望されることは、刈った後の草木の回収でございます。これについては、刈るまでは行うことはできるんですが、刈った後の回収というのが、なかなか捨てる場所も困りますし、そこまではおよばないということなので、これをぜひ前向きに進めていただけるようお願い申し上げます。

続きまして、電気自動車充電スタンドの増設についての質問に移ります。

答弁の中で、増設を前向きに検討していただけると受け取りましたが、今後、増設するまでに故障のリスクというのは常にあり、このたびのように年度途中で故障すると、翌年度まで修繕ができない状態が続くと思いますが、その際の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 先だつてのE V充電器の故障については、当初、保守サポートに加入をしておりませんでした。そのため、部品調達が遅れたのが現実のところでございます。

今回の修理に基づきまして、保守サポートに加入したことにより、多少の修理期間というのかかるかもしれませんが、今回のような長期間におよぶ利用の停止ということはないというふうを考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。今、保守サポートに加入されたということで、今回のような10か月以上も充電ができないという状態は解消されたということなので、もし故障が起こった場合は、いち早く保守サポートを利用して対応するようにお願いいたします。

そのほかに、電気自動車充電スタンドについて調べてお話を聞いていくと、現在は有料の急速充電スタンドが主流であり、周防大島町のような無料の充電スタンドは珍しいようです。電気代も町が負担しているとお聞きしました。それは大変観光客に対してやさしい対応であるとは思いますが、今後、電気代が高騰する場合や充電スタンドを増設するたびに負担が増加すると思われる。これも自動車メーカーへ確認したのですが、電気自動車に乗られている方の多くは有料の定額制でカードを保有されており、そのカードを使えば、有料、無料は関係なく公共の電気自動車充電スタンドを使用できるとお聞きしました。

そこで提案ですが、片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場や竜崎温泉、グリーンステイながうら滞在型施設など、町の指定管理施設に有料の電気自動車充電スタンドを設置し収入を上げることで、町が負担する電気代を削減し、設置費用も収入から負担する、故障時の修繕費やメンテナンス費用にあてるなど柔軟な対応ができるようになり、増設しても負担にならないようなよい流れができると考えますが、今後、電気自動車充電スタンドが各観光施設に設置されることで、環境にも観光客にもやさしい周防大島町として、山口県内・県外へアピールすることができると考えます。このような増設案もぜひ考えていただけないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、E V充電器の無償、有償についてちょっとお答えをいたします。

ただいま設置してある道の駅サザンセットとうわのE V充電器についてお話をしますと、現在は、栄本議員がおっしゃったように、無償となっております。これは当初、設置当時に、観光客のためにということで設置したというふうになっております。

ただ、無償にすることによって、弊害も出ているということを知っております。車が長い時間独占してしまうとか、観光客以外の方がずっと時間を使って充電にあたってしまうというような

弊害も聞いております。私も、今後設置、それから今設置してある部分については有償化すべきじゃないかなと考えております。

ただ、現在、道の駅サザンセットとうわに設置してありますE V充電器は、システムを変えるだけで有償化することができるものではありません。機械ごと変えなければなりません。E V充電器の寿命というのが意外と短くて、8年から10年と言われておりまして、10年たつと、それ以後、修理部品等の調達ができなくなる。私個人的にも非常に短いんだなというふうに思っておりますけれども、その更新の際に有償化となる機械を設置したいなと現在考えております。

その他の施設については、設置の可否、それらも検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。ぜひ、次回、電気自動車充電スタンドを更新する際は、他の自治体で取り入れられている形をしっかりと調査していただき、周防大島町内の道の駅サザンセットとうわや他の観光施設の現場で働かれている方々の声にも耳を傾けていただき、周防大島町、そして観光客の皆様にとって最善の形となるようによろしくお願い申し上げます。また、町の各施設にも設置というような案もございましたので、それも含めて、今後の電気自動車充電スタンドのあり方について前向きに検討していただければと思います。

そして、ぜひ、先ほども言いましたように、周防大島町が観光の島として非常に盛り上がってくることを期待しております。

私の一般質問はこれにて終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、栄本忠嗣議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は、コンプライアンスについてということ、4回目ということになりますが、今日は4点ほど個別の案件を挙げておりますが、私の質問の趣旨は要するに、最初から申し上げておりますように、コンプライアンスを重視することで町の信頼を高めるということに目的がありますので、そういった観点から御答弁をいただきたいと思っております。

1つ目の公共工事における農地法の適用についてということで、これ、もう御存じのことだと

と思いますが、公共工事について無断転用の事例がありましたので、それについて、町の認識をお伺いしたいと思います。

それから2つ目、固定資産税の誤徴収、これも先般から報道もされましたし、事実としてあることですが、今日は主に、その事実というよりは、今後どうやって再発防止をしていくのかということと、こういった事案があったときに、どういうふうに関して町として事実を公表していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

あとの3点、4点目は、ちょっと時間の関係もありますので、また再質問で時間があればお伺いしたいと思いますので、まずは今の2点について、御答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から、コンプライアンスについてということで4点の御質問をいただきまして、まず2点、お答えをさせていただきます。

1点目、公共工事に伴う農地の無断転用の事例に関する町の認識についてお答えいたします。

公共工事における農地法の適用については、全ての公共工事が適用されるわけではなく、適用外となる公共工事としては、災害復旧工事や土地改良法に基づく土地改良工事などがございます。

御指摘がありました公共工事に伴う無断転用の事例とは、令和4年3月頃、町発注の下水道工事において、農地を工事用資材置場として使用されていた件であると思われま。

この件につきましては、令和4年3月7日に、町農業委員会より農地転用違反として指摘を受け、発注者および土地所有者に対して農地法の手続をするよう指導があり、同年4月15日の町農業委員会総会にて、追認による農地転用の許可を得たところであります。

こうした町の指導不足により同様の事例が起らないよう、令和4年6月13日に全職員へ、行政および事業の実施に係る農地の無断転用防止について注意喚起といたしまして、農地法の周知・徹底を行ったところでございます。

次に、2点目の固定資産税の誤徴収に係る再発防止策および事実関係の公表等についてお答えいたします。

まず、事実関係の公表等についてですが、このたびの誤徴収については、当該納税義務者の方に対して多大な御迷惑をおかけし、大変申し訳ないことであったということに変わりはありませんが、今回の処理ミスは、システムの設定やプログラムのミス、そもそもの課税基準を間違っていた等の対象となる納税義務者全体に影響を与えるものではなく、その影響はごく一部にとどまるものであるとの判断をしたことが公表を行わなかった一番の理由でございます。

また、当該納税義務者の方とは令和4年4月下旬に私が直接お話をさせていただいておりますけれども、こちらの事情等をお伝えし、検討するお時間を十分にいただけるということで話合いを終了したのですが、その際に、公表や処分等は一切望んでいないとお言葉もいただいたとこ

ろでございます。

これらのことに鑑みて、町のほうから積極的に公表することは控えることとしたものでございます。

次に、今後の再発防止策についてでございますが、税務課職員に対して、このような相談に対しては迅速に詳細調査を実施し、担当者1人の判断ではなく、班内、案件次第では課内で十分に検討したのちに結論を出すよう、指示および注意をしたところでございます。

この2点まででございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） では、まず農地法の関係からですが、ちょっと基本的なところを教えてくださいたいんですが、無断転用があった場合に、農地法、そのどこに抵触して、その場合どういうふうな処分が必要なのか、その辺の基本的な規定と実際の手続がどうなるのか、その辺りを、簡単に結構ですので、御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 農地転用違反についての処分等については、農地法第51条に定めがあります。第51条を読むことはいたしませんけれども、大事なところは、いろいろなことを勘案して、原状回復を命ずることができるというふうになっております。そのいろいろなことを勘案してといいますのは、違反者が再犯である、いわゆる1度ならず2度、3度も農地転用違反をしている。それから、是正勧告を受けても従わないと思われるといったことが認められれば、原状回復等を求めるということになっております。

本件について言いますと、初犯であるということと、是正勧告をすればすぐに必要な措置を取るであろうということから、追認という形で農地転用の許可を受けたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 農地法第51条で規定されているのはどういうことなんですか。無断転用があったときに、原状回復はいいんですけど、違反があったときにはどういう対応をしなきゃいけないというような規定があるんじゃないかと思うんですが、その辺をちょっと教えていただきたいのと、さっきも聞いたんですが、実際の手続はどうなるんですか。例えば、違反があっても通常どおり農地転用の許可申請を——実際そうになっているんですけど——農地転用許可申請を出して、農業委員会が追認すれば許可として認められるということでもいいのか。ほかに何か手続が必要なのかどうか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 農地法第51条においては、農地転用が認められた際の、

相当の期限を定めて原状回復、その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。というふうに定められており、先ほど申し上げましたいろいろなものを勘案したうえで、違反、いわゆる原状回復を命令することができます。

ただし、是正勧告を受けて、すぐ是正をするという状態が見受けられるようであれば、今回取った処理と同じ、改めて農業委員会に対して農地転用の申請を出し、可決されれば転用許可が出る、それが追認ということになるわけですが、それをもって農地転用として認められたというふうになるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 罰則規定とかいうのはないんですか。

それと、何回も聞くんですが、手続はもう、これ以外ではないということによろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 罰則規定というのは明文化されておきませんが、原状回復をさせるということが罰則と申しますか、処置というふうになっております。

それから、今回の追認による農地転用の許可以外には、手続として必要なものはないと認識しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 分かりました。

ちょっと基本的な疑問なんですが、令和4年3月7日から無断転用が始まって、令和4年4月15日に総会があって、その日に許可されたのかどうか分かりませんが、一応、その期間は違法な状態、無断転用の状態があったわけです。令和4年4月15日に許可された場合に、追認で許可されたことによって、令和4年3月7日から許可するまでの間の無断転用の違法状態、農地法に抵触している状態というのは、追認の許可によってなくなるものなんですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 行田農林水産課長。

○農林水産課長（行田 一生君） 先ほど産業建設環境部長が答弁した罰則規定については、ちゃんと明文化をされております。改めて訂正をいたします。（「ちゃんと訂正してください」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時55分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、田中議員の御質問の中で、罰則規定はあるかという御質問に対して、私、ないというふうに答弁をしましたが、罰則規定はございまして、農地法第64条および第67条等に罰則が示されておりまして、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金ということが定められております。

これにつきましては、まず農業委員会からの期間を定めての是正の指導を行います。それに従わない場合、書面で勧告をしたのち、それでも従わない場合には刑事訴訟法による告発ということになりまして、先ほど申し上げました3年以下の懲役又は300万円以下の罰金という罰則が定められております。

それから、もう1つの御質問でありました、農地転用が発覚をして、次の農業委員会に諮るまでの間、すなわち農地転用違反後すぐに農地転用の是正勧告により申請が出ているということになりますので、法律上は農地転用違反の状態が続いているということにはなりますけれども、先ほど申し上げました勧告に従う意思があるということで、言い換えれば猶予期間であるというふうに考えていただきたいというふうに思っております。

先ほどの間違った答弁に関しまして、おわび申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 是正勧告はされているということですが、その辺は当然、文書で、書面で手続としてやられているんでしょうけれど、先ほどはこの申請と許可以外は手続はないというふうに御答弁がありましたけれど、これ以外にもそういった是正勧告の手続をされているということだと思います。

私がお聞きしたのは、令和4年3月7日から令和4年4月15日までの約40日間、その間の違法状態は、違法状態ということで今の答弁だったらよろしいんですか。であれば、それがなかったことにできないのであれば、やっぱりこれ、周防大島町が当事者ですので、そういった罰則規定もあると。それを適用するには、今言われたようなプロセス、段階が必要なんだろうけれど、だからそれを適用せえっていうわけじゃなくて、そういう罰則規定まで法律で定められてるということは、地方公共団体、町として、やっぱりそこは厳格に対応しなきゃいけないんじゃないかと。一般でも、民間でも、そりゃ、こういった事例はあるでしょう。それと一緒に町が同じ対応ということはどうなのかということを今お聞きしてるんで。

やっぱり町として、当事者である者が、40日間であれ、違法状態があったということは、これはもうちょっと町自身が、厳格に捉えるべきじゃないのかなというふうな気がするんですが、そこら辺はどういうふうにお考えなのか。民間に対しての範を示すべき、法令を守るというのは

当然の話ですから、そこで民間のケースと同じように、単に是正勧告をして、追認されましたから、許可されましたからオーケーですよということにはならないんじゃないかなと。それで済ませてはいけないんじゃないかなと。申請者ではなくて、周防大島町の立場として、公共としての立場として、それで済ますべきではないのではないかなと思いますけれど、その辺はどうお考えなんでしょうか。

やっぱり事後処理で、追認で、もういいですよというのであれば、これは農業委員会が許可するんでしょうけれど、許認可自体の意味、意義が薄れてしまいますんで、その辺はもうちょっと町として厳格な姿勢を示すべきではないかと思えますけれど、その辺について御見解をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいま、地方公共団体として、町の処分についてでございますけれども、その前に、農地法についてちょっとお話をさせていただきたいんですが、先ほど、田中議員の御質問の中にもありました農地転用違反というのは、農地法の認識が一般の住民の方にもなかなか行き渡っていない。ましてや、工事請負業者等についても農地に関する認識が非常に低いというところは感じておるところでございます。ですから、民間においても農地転用違反の案件というのは非常に多く出ております。

それを是正するために、発注者として、先ほど町長が申しあげましたとおり、発注時点での請負業者等への指導、それから協議を徹底させ、今回のような事案が起こらないようにということで対処したところでございます。

先ほどの町としてそういう取扱い、処分でいいのかということになりますけれども、この裁定については農業委員会が議決をしているところございまして、農業委員会の議決に対して、町のほうからどうのこうのということとは言えないというふうに思っております。決定に対して不服があれば、行政不服審査というものを行うことにはなるわけですが、農業委員会の決定を尊重し、それを実行するというところに終始したところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） そうなんだろうけれど、私が先ほど申しあげたのは、農業委員会が追認したといっても、それで全て違法状態がなくなるわけではないでしょうから、そうであれば、農業委員会の決定はそうであっても、町として、違法状態をただ違法でしたねということでは済ませてはならないのではないかなというふうなことを申しあげているんですが。それはもう、町としては違法状態があっても仕方ないと。農業委員会が許可したんだからそれでいいという問題じゃないと思うんですが、それでいいということですかね、町としては。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の御質問、先ほどより産業建設環境部長よりお答えをしておるとおりでございますけれども、確かに私も、この案件、土地の場所も私も存じておりますという状況であります。

確かに40日間におよぶ違法状態があったということ、そして農地法第67条によって、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人においては1億円以下の罰金というようなことで受け止めております。

そして、これが、追認という形で農業委員会の御審議をいただいて今のような、再び許可を取り直していただくというようなことでお手をいただいたところでございます。確かに御指摘のとおり、40日間が違法の状態であったということは事実でありますし、町としては重く受け止めるべきことだと思っております。

そのため、町の職員にも注意喚起をするとともに、また町発注の下水道工事でありますし、これについては町と、そして発注を受けられている業者、そしてまた地主の方という、この3方向であります。そのそれぞれを、いま一度、町においても、こういった工事、案件というのは生まれてくることでありますので、こういったことがないように、そしてまた、この40日間の違法状態というものをもう一度我々も認識をして、法的なことであったり、またそのプロセスをしっかりと踏まえて、このようなことがないように努めていくということで行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2番目の固定資産税の誤徴収についてということで、最初の御答弁で、影響が一部にとどまるので公表されなかったというような御答弁もありました。確かにそうなんですしょうし、当事者が公表を望まなかったということも事実なんですけれども、私が申し上げている公表っていうのは、個人名を出して全てを明らかにしろということではなくて、こういうミスがありましたということ、今の違法の話と同じなんですけれども、共通するんですけれども、結局、そういうミスがありましたということを町として町民にきちんと知らせる、そういう必要があるんじゃないんでしょうかと。

結局、最初に申し上げましたように、これは町の町民に対する信頼を確保するという観点から非常に重要なことでありますので、こういうミスがあったことを知らせる必要がないからというのは、町が判断するというよりは、公共としてきちっとこれは町民に知らせて再発防止に努めると。ミスは私は責めてるわけじゃないんです。ミスがあったら、それをきちっと公表して再発防止に努める。公表することがまた再発防止への動機づけ、そういった力にもなると思うんで。公表する必要がないという判断をされたのが、影響があるなしという、そういう次元の話じゃなくて、町として、今言ったように都合の悪い事実なんですけれども、それをきちっと公表して再

発防止につなげるということが私は必要なんじゃないかなと思うんですけど。

そういう観点から、ちょっと最初の御答弁じゃ、何となく、まず影響が大きいか小さいかっていうのを誰がどういうふうに判断するのか。それは、町の内部で、ミスをした町がそういうふうに判断するっていうのはちょっとどうなんかなと思いますし。信頼確保、信用向上、そういった観点から、ミスとか違法状態に対する対応方法というのを、もう1度ちょっと御答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問で、公表することによって住民の方々への信頼につながるのではないかというような御質問であったろうと思います。

本町において、そういった公表基準というのは実は定めておりません。

ただ、事務処理のミスが発覚した場合、やはり当然、所属長から関係部長、総務部長、私も含め、町長、副町長で、担当者を加えた関係者で実際協議をして、そのミスの重大性、今後の町民に与える影響、そのときの社会情勢等、総合的に勘案したうえで公表について判断をしております。

ただ、もう一方では、本町では公務員倫理の保持の徹底および職員の不祥事再発防止等を図るために、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合の処分内容等の公表についての基準というものは設けております。重大な過ちを犯した場合には、当然、マスコミにも報道いたしますし、町民の方にも公表するようなことは基準として設けているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分からないんですが、公表基準を定めるべきではないかということも今回の質問に含まれているんですが、定められていないと今御答弁がありましたんで、これは早急に定めるべきじゃないかなと思います。その辺について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

例えば町長が、これは公表するとかしないとか1人で独断で決めるわけじゃなくて、内部で協議をして決められているんでしょうけれど、私が言ってるのは、内部で決めるんじゃないかって、やっぱり今の公表基準もそうですけれど、公表すべきじゃないかと。する、しないを内部で当事者が決めるんじゃないかって、やっぱりそれは客観的に町民に対して知らせる必要があるんじゃないかと。私は、職員の懲戒とかに限らず、不祥事というんですか。違法行為はもちろんですけど、ミスとかがあっても、それはきちっと町民に知らせることが信用の向上につながるということを最初から申し上げているんで、そこについてのお考えっていうのはどうなんですか。それは必要ないというふうに考えられているわけじゃないと思いますけれど。

今回の固定資産税の誤徴収については、これがどうこうっていうんじゃなくて、さっきの農

地法の関係もですけれど、いろんな違法な問題とか、そういうことが起きてると。今までも、これは、最初からこのテーマについて言っている。根本的にあるのは、結局、不祥事が、横領事件とか、そういったことが何年かに1回起きています。それを防ぐためには、やっぱり抜本的に組織として対策を講じなきゃいけないんじゃないかと。そのためのベースにあるのが、こういったことの公表をする、基本的に公表するということにあるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺が今の答弁じゃ伝わってこないんで、今までどおりですよみたいな。

今までどおりで、不祥事、違法行為とか、そういったことが一切防げるというのであれば、どうやって防ぐのかっていうことを御説明いただかないと理解に苦しむところがありますので、もう1回、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 私の答弁が不適切であって、なかなか分かりづらいということで、おわび申し上げます。

公表基準というのは、先ほども申し上げましたとおり、本町では定めておりません。先ほどもちょっと申し上げましたとおり、要はそういったミスがあった場合にやはり中でいろいろ協議をして、ミスの重大性、先ほども言いましたが今後の影響、そのときの社会情勢等を踏まえたうえで、公表について判断をしているということでございます。そういったことを踏まえて、公表すべき案件であれば、懲戒処分の公開基準とは別に当然公表していくべきであろうというふうを考えております。

それと、公表しなくて再発防止はできんのかなという御質問だったろうと思います。やはり再発防止については、今までもいろいろと御指摘を受けております。今回の件につきましては税の誤徴収の案件でございますので、その再発防止については、先ほど町長がお答えしたとおり、このような相談に対してはやはり迅速に詳細調査を行い、担当者1人の判断ではなく、班あるいは課内で十分検討したのちに結論を出すように徹底してまいりたいと考えております。

また、電話等による問合せ等があった場合は、調査が必要で回答するまでにかなりの時間を要する案件等につきましては、システム内に記録を残して担当者に引き継ぐということをしております。また、担当者は、同様な事務処理の結果について記録して、担当者以外の職員でも経過を把握できるような体制を今以上取ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 公表基準は定めるという方向でよろしいのかどうか。そこだけ明確に御答弁いただきたいのと、先ほどから、ミスの重大性に鑑みてというような御答弁がありましたけれど、ということは、今回の固定資産税の誤徴収、町民から一方的に過大な税金を徴収しておいて、それは重大なミスではなかったという判断ということではよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 納税者の方に、誤ったミス徴収をしたということは、先ほど町長が御答弁したとおり、大変反省すべきことでありまして、大変申し訳ないという思いでございます。

先ほど、田中議員も最初の方にちょっと触れられましたけれど、これが違法であったかどうかというようなことも考えております。そういったことも、公表しないという1つの案件として御答弁をさせていただきました。

公表基準につきましては、やはり他の自治体においては、事務処理のミス等について、確かに公表基準を定めて、軽微なものについては一括して上げたりするようなことも実施している市町もあるふうに私も認識をしております。軽微なものは一括して公表し、重大なものについては個別公表といった実施をしているところもありますので、今後においてはやはりそういったことも、よその事例等踏まえて、ある程度絞っていく必要があるかと思っております。

当然のことながら、やはり本町においても、そういった独自の公表の基準というのは今後考えていけないといけないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 大変分かりにくい答弁ですね。ちょっと私の理解力がないからかもしれないけれど。

何度も言いますけれど、重大性とかいうのは、例えば擬人化すれば、町という当事者がいて、そのミスをした当事者が——これ、私は、違法と言ったのは農地法の話で、これは違法とは言いませんけれど——違法行為をしたとか、ミスをしたとか、そういったことをした当事者自身が、これは重大であるとか重大でないとか、公表すべきとか公表しないとか、その時々当事者が考えるっていうのはどうなんですかと。それはちょっと合理的に説明できないんじゃないんですかと。どうするかといったら、公表基準を定める。今、今後考えていくというような御答弁もありましたけれど、ミスをした、誤徴収をしたとか違法行為があったと、そういうことを真摯に受けとめられているんだしたら、そういう何か遠回しな言い方じゃなくって、もう、すぐ取り組みますという御答弁になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より、誤徴収の件であります。

先ほど、総務部長からもお答えをしておりますけれども、私も該当する方にお電話をして、一番の問題は、何度窓口でお話をしてもなかなか聞いてくれなかったと、解決に向かわなかったということに、その該当の方は憤りを持っておられたのかなというところでもあります。

そして、まず、誤徴収の田中議員御指摘の重大性ということ、この認識も、これまで周防大島

町が合併する前からのことでありましたので、このお話をいただいても、この重大性に職員も気づいていなかったのかなというところが正直なところなのかなと思っています。

重大性をこのたび御指摘をいただいて、そしてまたその該当する方がどれだけいるのか。そして、これは誰が行ったことなのかということ、それを聞く中で、被害を受けておられる方というのは本当にごく一部の方であると。町のほうで把握もできるし、お知らせもしていくことができる。そして、町職員の中で誰が行ったのかということでもありますけれども、これも、今おる職員が——もともと他の自治体においては同じようなケース、これはミスではないというようなことで扱っておられる自治体もあるようでもありますので、ここに重大な処分をかけていくというようなことは、これはまたそぐわないだろうということも協議をしました。

町としてのミスであることは間違いはないんですけれども、職員の処分ということでありましたら、これは公表していかないといけないことという基準がありますけれども、そうでない場合は、じゃあ、どういった公表基準ですればいいのかということでもあります。これについては、やはり町民の皆さんの利益に関わることでありますので、どのような形で公表していくかということも含めて、これは真摯に対応していきたいと思っています。それが小さい形のお知らせになるのか、大きい形でいくのかということはまだ検討していかないといけないと思いますけれども、田中議員御指摘のとおり、やはり当事者の方は大変な思いでお話に来られておりました。その様子も、私、感じておりますので、そういったことも対応をしっかりとしてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それでは、残りの時間で、3番目の公務員の兼業についてお尋ねをいたしますが、まず、現状で、服務規程とか地方公務員法にももちろんあるでしょうけれど、そこら辺の兼業について特別に定めた基準というのは、周防大島町の場合はあるんでしょうか。今の服務規程、地方公務員法以外で。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時41分休憩

.....
午前11時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それじゃあ、まず通告どおりに、3点目の職員の兼業許可の基準についてこちらからお答えしたいと存じます。

まず、職員、これは地方公務員法第3条第2項に規定する一般職、こちらは地方公務員法第

38条第1項で営利企業等への従事の制限が課されておりますが、任命権者の許可があれば、営利企業等の役員を兼ねること、そして自ら営利企業を営むこと、そして報酬を得て事業若しくは事務に従事すること、これらができるとされております。また任命権者による許可の基準については、周防大島町営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則、こちらは平成16年の周防大島町規則第28号でございます。こちらの第2条第1項で次に掲げる要件を具備し、かつ地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができるとされておまして、次に掲げる要件、こちらが3つございまして、1番といたしまして、職務遂行に支障がないとき、2番といたしまして、その職員と職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないとき、3番目といたしまして、国又は、他の普通地方公共団体の職員の職に併せつく場合にあっては、勤務時間及び給与を受ける期間が重複しないこと、以上、この3つが規定されております。というところですね。まず通告に従って御説明いたしました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 規定は今の言われた許可基準はあるということですが、最終的にはもう町長の許可になるんでしょうけれど、そこを例えば、もう少しこう、どういうケースがあたるのか、今言われた規則とかですね、地方公務員法も含めてですけど、どういうケースがその支障、この規定規則で定めた規定に該当するのかどうかというのを基準として定めなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、まずそういう観点でお聞きしたんですが、まず周防大島町としては、職員の兼業は基本的に認めるということ、方針があるのかなのか、その辺のお考えもあわせてお聞きできればと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 田中議員からの営利企業従事を認める方針か、認めない方針かというところについてでございますが、基本的には職員から出された営利企業従事の申請に基づいて、それが先ほど申しあげました要件、3要件に該当しないと認められれば許可をするというところでございますので、出されたものを全て認めるというわけではございませんので、基準に従って判断をするということでございます。

具体的に本町における事例といたしましては、従来から家業として行っている農業や漁業などの自営業でそれも大規模な収益を上げるような物ではなく、小規模で経営されているような家業に関しては、国の指針でも出ておりますが、そういった場合には、この営利企業には該当しないということでございますので、許可申請を出すことを強制はしておりません。個人から出された場合にはそういったものは認めてはおります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が申し上げたのはですね、今の、例えば周防大島町規則の第2条の第1項で職務遂行に支障がないとき、これに、この3つの要件に該当するかどうかで判断するということなんですが、この職務、例えば職務遂行に支障がないときというのはどういう場合に支障がないと判断するのかというところをですね、基準として定めておかないと結局、その時々担当者なり、その町の、最終的には町長でしょうけれど、判断で決まってしまうと。私、兼業がいいとか悪いとか言っているんじゃないのですが、今兼業を勧める、推進しようと、他の自治体でもそういう例えば、NPO活動とかですね、そういった公営的活動には積極的に参加させましょうというのがトレンドと言うか、そういう風潮もあります。だからいいのかもしれない、だから町としてそこを兼業推進したい、そういう面で兼業を推進したいという考えがあるのか、それがあるんならば、もっと具体的に基準を定めないとなかなか職員の方から駄目なものを、事前に相談すればいいんでしょうけれど、この人はいいよ、この人は駄目よというんじゃない、返って不満も出てくるだろうと、だからその辺の方針があるのであればやっぱりきちっと明文化してこういう場合には許可されますよ、ということを決めておく必要があるんじゃないんですかという趣旨なんですけれど、その辺でもう1回、御答弁をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問で、具体的には職務遂行に支障がないときの基準等設ける必要があるんじゃないか、まあそれぞれですけど、そういった御質問であったかと思えます。そこに掲げております条文の職務遂行に支障がないとき、これは当然のことながら仕事があって、それを休んでまで自分の兼業のほうに行くとかですね、そういう基本的なことであろうと思えます。それとは別に、当然のことながらその兼業をやることによって肉体的、精神的、健康上の、何て言いますか、疲れ切って業務に支障をきたす。そういったことも当然業務のほうに支障をきたすというふうに考えております。ですから、そういった申請許可の内容を見て、十分に検討したうえで許可を出す、出さないというような基準を設けております。それともう1点、町として兼業を推進していくのかというような御質問であったかと思えます。以前、田中議員からも御質問っていうか、御提案もあったかと思えます。先進的に、町の兼業っていうか、地域に出向いてやるような地域活動のような積極的に取り組んでいる市、町もございます。これからはやはり、そういったことも視野に入れながら職員のいろいろな活躍の場をつくっていく必要というのは私も感じております。しかしながら現時点でそれを推進するのか、推進しないのかと言われると、なかなか即座に回答ができないところではございますけれど、やはり世の中の他の市、町の状況等を見ながら、周防大島町においてもやはり、その辺は考えていかなければいけないというふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御質問の、この職員の兼業ということでありましてけれども、まあやはり今、世の中はそういった兼業ということ公務員の方の兼業という事例も増えているようでありまして。ただ先ほど総務部長が申したようにやはり公務員の方の職務の服務規定であったりですとか、また勤務の労働規定であったり、そういった規定に、しっかりとそれ以外の時間ということで、活動していただくというのが大前提になるかと思っておりますので、その公務員としての役割、周防大島町職員としての役割を、まずはしっかりと努めていただくところからスタートするのかなあというふうに私は思っております。それでも、それ以上のところで活躍をしてみたいという方もおられるかと思っておりますので、そういった方はまた直接お話を聞いたりしながら前に進めていければと思っております。そして今あるその家業を手伝うための通例で、通例というのかちょっと分かりませんが、それによる家業をしっかりと守っていくといううえでの兼業というものを認めるということがございます。これは代々の田畑をしっかりと守っていく、漁業の技術をしっかりと伝承していくということは、これはとても大切で、素晴らしいことだと思っております。これはしっかりと家業を守っていくことについては大きい範囲でなければというところでありましてけれども、こちらも普段の業務のうえにやっておいただくということも、非常に大切なことだと認識しておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後です。今、町長、総務部長もおっしゃいましたけれど、そういったことを今、御説明されたようなことを明文化しておく必要があるんじゃないかと、それをやっぱり職員にも町民にもしっかりと理解してもらおうと。その兼業は、私はどちらかと言えば、そんなんせずに公務員の職務に全力を挙げろというような古いタイプの人間なんですけれど、まあ時代は変わってきますんで、もうそういった兼業も町として認める必要があるのかなというところは私も認めておりますので、そうであれば、これは昔ながらの制度なんで、もっと今の時代に応じたそういった基準を設けて町民、職員の理解を得ていく必要があるんじゃないかなという観点から御質問させていただきました。

それと、最初に申し上げましたように、私は、違法があるからそれを罰せろとかそういったことを言っているんじゃないかと、やっぱり町、この町自らがそういう状態がなくなるような努力をしてほしいと、そのために公表も必要だろうし、場合によっては、その処分も必要なのかもしれませんが、そういったことを自らの力で、なくしていく努力ができる、私はそういった自治体になってほしいなあという観点で申し上げたので、そこら辺はよく御理解していただいて、今後の取組につなげていっていただきたいと申し上げまして終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....
○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....
午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 議長から質問の許可をいただきありがとうございます。

それでは早速、通告に従い、3点質問をさせていただきます。1番目にオンライン診療の導入についてということで、厚生労働省からオンライン診療の適切な実施に関する指針、令和4年1月一部改訂版が発出され、オンライン診療、オンライン受診勧奨について、実施にあたっての基本理念が示されています。新型コロナウイルス感染症による受診控えによる患者不足で、診療報酬のマイナス改定が医療機関の経営を圧迫する中、民間を含めた町内の医療機関ではどのような取り組み状況なのでしょう。今後のコロナ対策を含め、医師不足による医療需要が変化する中、持続可能な地域医療体制を確保するためにもオンライン診療の導入が有用かつ急務と考え、町長の見解を伺います。

2番目に、温浴施設の料金改定についてということでございます。平均寿命が延び、人生百年時代を迎えていますが65歳まで現役と社会環境が変化する中、障害者など特別料金対象の方の料金が65歳以上の高齢者の料金と同じ設定、もしくはあまり差がない状況になっています。理由はなぜでしょうか。特に物価高の状況の中、早急に条例を改正すべきと考えます。ついては、町長の見解を伺います。

3番目にふるさと納税自動販売機の設置についてということでございます。旅先で手軽にふるさと納税ができる自動販売機が注目されています。財政確保対策として周防大島町への観光者に早急に実施すべきと考えます。町長の見解を伺います。

3点よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） いいですか。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） まず竹田議員の温浴施設の料金改定についての御質問にお答えいたします。

本町の3つの温浴施設の料金につきましては、大きくは大人と小人、さらに大人では町内住所を有する65歳以上の方と障害のある方と、小人では障害のある方と3歳以下の方に別料金の設定をしております。障害者と町内住所を有する65歳以上の高齢者の料金が同じ設定になっている理由についてであります。温浴施設の設置目的にも掲げておりますが、住民の健康維持および

び増進に寄与するとともに福祉の向上を図るために町内住所を有する65歳以上の方の減額・割引の設定をしているところであります。町といたしましては、障害のある方の料金を町内住所を有する65歳以上の方と同じにしているのではなく、町内住所を有する65歳以上の方についても障害のある方と同様に減額・割引をしているという認識でおります。加えて、今年度は次期指定管理者選定の年にあたっており、指定管理者募集の条件となる指定管理料の積算等も、既に済ませておりますことから、募集の際の要件と異なる料金の設定の変更は避けなければなりませんので、当面、町として料金改定の条例改正は難しいと考えております。しかしながら、竹田議員御指摘のように、他の市町村には障害のある方に対し、より大きな割引を設定している施設もございますので、今後の検討課題とさせていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 竹田議員のオンライン診療の導入についての御質問にお答えいたします。

オンライン診療につきましては、医師の働き方改革に関する検討会においてICTを活用した勤務環境改善が必要との意見が示され、医師の偏在についても医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において、その対策について議論が進められており、情報通信機器を用いた診療は医師の不足する地域において有用なものと考えております。さらに新型コロナウイルス感染症の流行により、医療機関を受診することが困難となった患者や宿泊療養施設の患者への医療提供手段として、オンライン診療が利用されるなど活用が拡大しております。しかしながら、オンライン診療につきましては、触診や検査ができないため疾病の見落としが懸念されます。令和4年4月の診療報酬改正において、新たにリフィル処方箋、医師の診療を受けなくても複数回、薬を受け取る制度が導入されており、通院時間の削減ができます。こういった制度の活用を含め、患者の利便性や負担軽減に向け、様々な検討をしてきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 竹田議員のふるさと納税自動販売機の設置についての御質問にお答えいたします。

ふるさと納税を希望される方は各自治体のインターネットサイトで返礼品を見比べ、納税先の自治体を選ぶ方も多いと思われまます。御提案いただきましたふるさと納税自動販売機は、観光等で訪れた地域で地場産商品などに魅力を感じた方がその場で納税できる、いわゆる共感納税のスタイルが人気であると言われております。返礼品がもらえる自動販売機として注目され、全国でもこれから増加していくのではないかと考えられます。

寄附の仕方といたしましては、免許証を自動販売機で読み込ませ、名前や住所の入力作業を省くことができ、寄附額を現金やクレジットで支払い、その後、寄附額の3割以内にあたる商品な

どに引き換えるレシートが発行され、自動販売機が設置してある観光施設等で返礼品が受け取れる仕組みとなっております。ただし、免許証の住所に変更があった場合や免許証をお持ちでない場合は、自動販売機に直接入力する必要があるとのことでございます。設置場所につきましては、人が多く訪れる観光施設、例えばゴルフ場、アウトレットモール、道の駅などへ設置をしている自治体があると聞いておりますが、自動販売機が設置してあることに気付かない方も多いと思われまますので、訪れた際に、納税をしていただくためのPR方法や設置した施設の従業員から自動販売機の説明をしていただくことなどの協力が必要となることが予想されるところでございます。自動販売機は機器の設置費用やシステムの経費を含む5年間のリース契約が可能となっておりますが、寄附額に対する毎月のリース料や返礼品等の経費率も5割以下に抑える必要がございますので、毎月一定額以上の寄附がないと、総務省が示された基準を満たすことができなくなります。寄附額の設定や返礼品の選択など、様々な検討課題もございますので、将来的に実現が可能であるか、先進自治体の導入状況を参考にさせていただきながら慎重に調査・研究をしてみたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 3点の質問の答弁、ありがとうございます。

病院のオンライン診療は、1番最後にさせていただきたいと思います。再質問させていただきます。

まず、ふるさと納税の関係でございますけれど、昨年、周防大島町のふるさと納税の件数、金額が1,959件の5,100万円の受入れということが上がってきているということで、大変いいことなんだと思います。右肩上がりですね、それで、他の自治体の実態とか、全国を見ていく中で、まだまだ伸びしろがあるんだろうと思いますけれど、全国のトップは皆さん御存じのように、大阪の泉佐野市です。私もここに寄附したことがありますけれど、約500億円入ってきています。その中で、ちょっと比べてみるときに周防大島町と同じような町で見たときに福岡県に上毛町という所がございます。そこはちょうど周防大島町からちょうど海上で、海の上で100キロぐらい先の大分県と福岡県の間にあるんですけど、まあ、人口が約8,000人ぐらいだったかな、周防大島町より小さいんですけど、そこはですね、受入額が単年度で去年が37億円ほど上げております。実際、同規模の全国の町を見ても周防大島町と同じような互角の町の4町、5町が50億円、60億円と上げておるわけでございます。そういった中で、これからの取り組みでどんどんどんどん、ふるさと納税が伸びていく伸びしろは十分あると思う中で、先ほど言いました自動販売機のふるさと納税、中元総務部長が言われたようなことでございますけれど、まずはこの全国でどんどん伸びておる中で、特に、神奈川県、山梨県、栃木県などでやっておるのを見ますと、神奈川県湯河原町という所がありますが、12月だけで700万円ぐらい

上げとるわけですね、単月で700万円上げております。先ほど言ったリース代もかかるわけですが、そういうことから、やはりこれからの取組みで十分財政を確保する対策が取れるんじゃないかと思っております。さらに官民連携による地域再生ということで企業版のふるさと納税もね、今ばんばん出てきておりますし、2、3日前の新聞見ておったら去年が225億円ということで、これも全国的に爆発的に増えておると、そういうことからぜひとも町の経済をしっかりと豊かにしていくということから、これ提案ですけれど、ふるさと納税日本一も夢じゃないんじゃないかと私は思っております。今、右肩上がりですごくどんどん上がってきていますので、皆が知恵を出し合って、今の福岡県上毛町とか、岐阜県七宗町とか和歌山県湯浅町とか、同規模の町がやるとるぐらいの50億円、40億円というのは不可能ではないと思いますので、ここは提案ということで、早急に若い職員の方のDX力をしっかりお借りしながら、そういった何て言うんですか、プロジェクト委員会のようなものをつくっていただけたらどうかなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。どんなでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員より、ふるさと納税について御提案をいただきました。やはり、周防大島町においてもですね、先ほどお答えをしましたとおり、ふるさと納税、大変大切だと思っております。そして事業者の方にも勉強会を開いたり、また職員の中でもいろんな研修に行ってもらったりしております。そのような中で、やはりふるさと納税を少しでも増やしていくことが周防大島町の1番の経済の活性化になると思っております。あらゆる事業者の皆さんがふるさと納税を意識して、そして新たな商品を生み出していただいて、そして日本全国の方にアピールをしていくということは非常に大切なことだと思っておりますので、引き続き、力を入れてまいりたいと思っております。そんな中ではあるんですが、やはり若い職員のDX力というようなことで御提案をいただきましたけれども、やはりこれはですね、若い職員と人生の先輩、皆さんの力で進めていかないといけないことでもあります。職員の中でもやはり担当部署だけでは、なかなか業務がっぱいなところもありますので、いろんな皆さんからまたお知恵をいただきながらしっかりとふるさと納税を意識して伸ばしていくということを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、ありがとうございます。前向きな回答で私も何か力が湧いてきました。ありがとうございます。

ちょっと申し遅れたんですが、ちなみに福岡県上毛町の特産品の内容を言いますとイノシシのハムとか、柚子胡椒とか、ハンバーグ、ドレッシング、九州ですから明太子を使った商品とかあります。おそらく周防大島町も全然負けていないと思いますので、ぜひしっかりと進めていって

ただけたらと思います。

じゃあ2点目の温泉の関係でございます。

先ほど説明がありましたけれど、私もいろんな所を見ました。他の自治体、その中で料的には私は良心的な金額になっておるんだらうと思います。ただ先ほども言いましたように、今、人生百年の時代の中に64歳、65歳というのは、私63歳ですけど、まあまだ、現役に近いぐらいの年齢だと思いますし、これからいかに障害者の方に利用してもらうかということで、ちなみに、グリーンステイながうらの潮風呂実績で令和3年度が3万人の利用のうち3%、900人の方が利用されております。これも年々増えてきておるということで、本当、営業努力をされておるのだと思います。そういうことで、これからどんどん周防大島町への来町者、来島者と言うんですか、増やしていくためにも、そこらあたりまだまだ手を打つ方法があるんだらうと思いますし、ぜひとも、これも提案なんですけれど、兵庫県の有馬温泉、有名な有馬温泉ありますよね。ここは、650円で障害者が330円なんです。そして障害者ですから1人で来れませんので、当然介護者が来ます。その方も330円、2人で1人分なんですよね。そうすることによって、そこに来てもらってお土産を買ってもらったり、いろんな経済効果を出しているということで、ぜひともこれ、条例で決まっているということですので、なかなか簡単にはいかないのは分かりますけれど、やはりそこは、少し差をつけてあげるということで、周防大島町に来ていただける方が増えるようにということで、例えば今、グリーンステイながうらの潮風呂の例、900人分を100円ずつ下げたら9万円なんですけれど、9万円のマイナス部分をどうするかということになるとふるさと納税ですぐにカバーできると思いますので、そういった考え方もあるのかなあと思っておりますし、まあ何と言いますかね、以前、これ産業建設環境部長が言われたと思うんですが、条例があるからなかなか次の柔軟な手が取れないということで、まあ条例じゃなくて、やっぱし協定書って言うんですか、そういった柔軟な対応ができるようなその決め方というのも必要ではないかと思っておりますけれど、そこらあたりはどんなでしょうか。条例で3つの温浴施設の料金を100円下げるということを私は提案しますが、それ以上に協定書のような、柔軟な決め方をしていくということが必要じゃないかと思っておりますがどんなでしょうかという質問です。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後1時21分休憩

.....

午後1時22分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） それでは、障害者のためにも、3つの温浴施設の料金を100円ほど下げるといような条例改正をと思うんですけど、そこら辺り改正はできないんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、障害者についての料金ですが、周辺市町の状況を見てみますと、まあ必ずしも周辺市町に合わせる必要はありませんし、町独自、周防大島町独自の料金設定があってもいいと思いますけれども、施設によっては、障害者の割引は設けておっても、高齢者の割引は設けていない施設であるとか、それぞれの、まちまちな設定になっております。

今御質問の条例改正はいかにという御質問だと思いますけれども、現在、条例で定めているのは料金の上限になります。それ以上の料金を取ることはならないということになっておりまして、その意図は、指定管理者、民間の営業能力というものを期待しているところもあります。ですから、ただ上限の設定において、今、竹田議員のおっしゃるのは、条例改正もありではないかという御質問だと思います。これについては、今後検討していかなければいけないと思うんですが、今、町長が答弁しましたとおり、ちょうど指定管理者の入替えの時期になっておりまして、既に料金をこの料金で計算をした指定管理料で募集をしておりますので、現時点でちょっと料金改定というのは難しいと思っております。

ただし、今、議会の行政・病院事業改革特別委員会でも、温浴施設の今後のあり方や料金についても、今言ったような御意見を賜っておりますので、その辺は次回の指定管理者の選定のときまでに、また改めて検討し考えていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。よく分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、病院のオンライン診療の関係についてちょっと再質問させていただきます。

前回、令和4年6月定例会のときに、橘医院の眼科の話をさせていただきました。そのときに広島市似島の話をしていただきましたけれど、NHKであった話をさせてもらいました。それから、一応、公人公務の扱いではなくて、私人でね、私人という扱いで、ちょっと見学に行ってきました。少し紹介させていただきたいんですけど、石光先生という、平成3年に病院を開かれて、約30年以上やられておる先生で、行ったときも大変忙しそうにされておりました。1日30人程度の患者が来られるということで、出たり入ったりということで、訪問診療にも出られました。その中で先生もそういう状況ですから、竹田さんちょっと私と一緒にやっている仲間の話を聞いてくれということで、その先生の話も聞いたんですけど、東京大学の元眼科医で現株式会社MITAS Medicalの代表取締役 北直史先生と看護師の3人で、そういった眼

科のオンライン診療の話と一緒にこう並んでやらせていただきました。最初にちょっと言うと、こんな機械なんですよ、これスマートフォンなんですけれど、大きさもこのぐらいなんです。実際に私もやらせていただきました。普通、このぐらいの大きさですから目にあてると、がたがたとして、診察がうまくいかないのかなと思ったんですけれど、びたっところはまるんですよ。実際、私もやらせてもらいました。そうしたら、きれいに写るんですね、実際そういったことが進んでいる中で、この北直史先生らがやっている取組みというのが、広島県のサンドボックスプロジェクトということで、広島県庁と提携で、連携しながらやっているということで、世界のモンゴル、カンボジアとかインドネシア、世界各地で医師がいない、医療が届かないところをオンライン診療でやっておるということで、私も感動して帰ったんですけれど、そういった、この機械を使って、広島市似島の石光先生も訪問診療したり、いろいろ診察をしております。内容的に言いますと、実際全科見ましたけれど、石光先生は内科と整形外科なんですけれど、眼科も耳鼻科も、これでやったりとかして、手術もしておるということで、オンライン診療をやっている。それも報酬の関係は、ボランティアらしいんですけれど、往診にも持って出るということで、本当、スーパードクターというんですか、総合医療医といいますか、そういった活動されているということで、私も本当に感心して帰りました。

そういったことで、先ほども言いました、オンライン診療がどンドンどンドン、石原病院事業管理者も先ほど言われましたように、これから進んでくる中で、オンライン診療って周防大島町にとって、大変私は効果があるんじゃないかと思っております。その中で、まずオンライン研修をやるようになっておると思うんですけれど、これもeラーニングでやるということで、料金はかからないということになっていきますけれど、オンライン研修の進捗状況はどのようになってますか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事務局総務課長。

○病院事務局総務課長（木村 稔典君） すみません。今のところ、オンライン研修について、いったという事例はございません。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） すみません。私の質問の仕方が悪かったですね、オンライン研修を受講するようになっておると思うんですが、先に言いました、eラーニングですから、パソコンで研修ができるんですよ。私たちも、前の仕事でeラーニングをしょっちゅうやっておりますけれど、そこらのほうはまだやっていないということなんですかね。それをやらないと、オンライン診療はできないというように私は解釈しておるんですが。いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事務局総務課長。

○病院事務局総務課長（木村 稔典君） 失礼いたしました。先ほど、いっていないという言い方

が悪かったんですけど、受講したというふうには聞いてはおりません。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 大前提がオンライン診療しないとイケないのは、そこに、ドクターが、それ専門のドクターがいないときなんで、今の周防大島町の状況では、むしろやっぱり対面的にやるほうがいいし、病院に行けば、MRIもあるし、CTもあるし、眼科にしても眼底の検査、今、竹田議員から見せてもらったレベルではない機械があるんで、そこでちゃんと診断したほうが、現状では——どうしても医師がいないときに、今回の新型コロナウイルス感染症にしても、医師が対面できなくなっているからやっているんで、現状では、今の周防大島町の先生方に、オンライン診療というのはない、ただ自治医の医師で平郡と両方を去年兼ねていたんで、そのときには、オンライン診療、ちょっとやっつけてはいました。それと、オンライン診療ではないんですが、放射線でMRの写真を撮ったり、CTの写真を撮って、それを大学病院に送ってというやりとりはしているんですが、やはり診療というの、そこを見てちゃんと触診して、そして先ほども言いましたように、検査の結果も出て診断しないと、やはり誤診する元にもなるので、現状では、周防大島町で、これだけ医師のおるところでは、あまりメリットはないんだろうと思って、あんまりそのオンラインでeラーニングをして、資格を取りなさいとは言っていないという状況です。ただ往診やらに総合診療なんかで、やはりそれらをするためにeラーニングをしたり、それぞれの専門の資格を取るために、今ではeラーニングというのはやっていますが、オンライン診療のためのeラーニングというの、やってないという状況です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。私が先ほども説明したのは、今、石原病院事業管理者からそういう回答ありましたけれど、人口減少が進む中で、医師が減ったりとか、看護師が減ったりという中で、オンラインでというのは、医療の世界だけでなくどんどん進んでおると思います。

そういった中で、橘医院の眼科の話先ほど言いましたけれど、診察を受けないと薬がもらえないということから、ここまで私が調べて、広島市似島まで見学しに行ったということで、実証されとる、これは、私の提案も入るとるんですけど、ぜひともその橘医院で、さっきも言いました、素人でもこれやってもいいみたいで、資格がいらなくて、医師がいなくても、看護師でもいいし、事務局の職員でも、こうあてることで、診察になるみたいですので、そうすれば薬も、橘医院で出せるというような形で、ちょっと私が質問させてもらったんですよ。ですから、すぐにそれがどうだこうだいうことでできないという事情もあるのかも分かりませんが、ぜひとも、そこら辺りも検討していただけたらと思っております。ただ、オンライン診療するためには、そのオンライン研修を受けなければいけないということですから、そこらの進捗状況を先ほど聞

いたつもりです。

それで、ちょっとそれに関して、今日本の人口は1億2,000万人ということで、ちょっと先の話なんですけど、2100年、当然私ら死んでおらんと思いますが、その頃には人口が5,972万人とぐっと減るわけですね、これは昨日テレビでやったりしましたが、そうすると2022年度版の厚生労働白書原案を見ると、いつも私が言う2040年の話をしますと、人口が8,000人になるということですね、医療福祉分野の就業者が全国で96万人分不足するんだとそういう世界が起きます。その中で逆に、2040年から10年たった、今から30年先には、医師も施設もあまるんだというような、こういうシミュレーションができておるみたいです。

そういった中、オンライン診療、ICTの活用とか、介護ロボットの導入、医師の仕事の一部を看護師などに任せるタスクシフトというんですかね、が重要になってきているということで、これ私もそのとおりだと思うんですが、そういった中で質問です。再質問させてもらいますけれど、周防大島町に、ここにずっと住んでおきたいとなると、やはりいつも私が言います、医療の問題って大変大きいんだろうと思うんですよね。私自身も、ここに医療がなかったら、ここに住めなくなってくる歳になると思いますし、医療を残して欲しいという、今の医療を残すということで、先日も行政・病院事業改革特別委員会で一生懸命やる中で、医療を残すのは大変大事なことでと思います。その中で、今言った人口シミュレーションがこうなることをしっかり見ていく中で、将来構想に、民間を含む病院を入れて、そういった話をするべきではないかと、私は思っておるんですけれど、再編計画は再編計画として、しっかりみんなで協議をしていっておるわけなんですけれど、今言う、オンライン診療とかのICTを使った診療というもの、また別の形でもいいんですけれど、そういったことを将来構想に合わせた検討委員会だとかで話し合いを、私は進めるべきではないかと思っております。特に、クラウド診療支援システムというのものもあるんですかね、しっかり受付から最後の決済まで全部一括で済むという、そんなも含めてやるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 先ほど橘医院の眼科の話がされたんですが、今の眼科の大島病院に常勤でおられる先生も、本来ならば大島病院でずっと腰を据えて、そこに患者さんに来てもらってすればいいんですが、それではやはり東和地区の人が大変だろうというので、東和地区の東和病院に2回ほど行って、橘地区の人は東和病院に行ってもらうように、バスの調整もしたんですが、やはり東和病院、月曜日の1日ですが、50人から60人の患者さんが来ています。今、竹田議員が言われるのは、まあ機械でいろいろ送ってするんですが、今の現状では、うちできるだけドクターが行くようにしています。ですから橘医院には耳鼻科は月に2回ですが、広島大学の耳鼻科の先生が来られていますし、東和病院の皮膚科も山口大学から来られていますし、

ドクターに来てもらうようにまだ努力しています。ですが、先ほど竹田議員言われるように、10年、20年先になると、ドクターも動けないんで、やはりそれは絶対AIは必要とは思っていますが、現状は、できるだけドクターに来てもらってということと、ある程度患者さんは動いてもらって、いい医療をしたいというので、そこまで入れて、オンラインの勉強会というのはちょっと難しいかも分かりませんが、いずれはそうなると思っはいます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の御質問の中で、やはり人口シミュレーションというようなことで、この先の人口に応じてということの御提案をいただきました。ですが、まず、この周防大島町の現状において、やはり医療がないところには、人はなかなか住むことができないと思っはいますので、医療をしっかりまず確保すると、その上で、皆さんの健康があつて、教育があつて、生活があるというふうに思っはいます。そして、今あるこの医療の体制は、やはり先人の努力によって、こうやって今の病院の体制がつくられています。

このように町営でしっかり病院を持っている自治体というのは非常に少ないです。その中において、この周防大島町においては、なかなか財政的にも大変な部分がありますけれども、このように医療を確保しています。そして、それは例えば町の税収だけでは補えないものがあるので、それは交付税に頼ったり、また各補助金を取りにいつてというような現状もあります。それで何とか今、つくっている医療体制であります。それは議員御承知のことだと思っはいますけれども、その中で、やはり人口が減ってくる、これは周知のことですし、それには備えていかななくてはならないところでもあります。ただそれを、全て効率効率というふうに言ってしまうと、またこれは公共の福祉に反することにもなりますので、そのあたりの折り合いを、どういつたようにつけていくかということ、今、執行部でも、また病院事業局のほうでも考えているところでもあります。そのようなことのひとつにです、もうあのオンライン診療というのも、非常に大きな可能性があると思っはいます。私も民間の先生にお話を聞いたときに、往診をするとなると、周防大島町はなかなか広いので、1日4件か5件ぐらしか行けないという話があります。それが、ただオンライン診療、広くオンライン診療の中には電話でお話をするのもオンライン診療に入るそう、そういった場合に今どうですかというの、もちろんスマートフォンで対面とか端末で対面ということもありますけれども、それによって医師の移動が少なくて済むということで、多くの患者を診ることができるんだというようなことがありますので、そういった面でのオンライン診療の充実というのは大変期待ができることでもあります。ただ、今の段階だと眼科の機械をあててということの中では、いろんな責任問題が生じてくるので、そのあたりもしっかりクリアしていかないといけない課題が多いのかなと思っはいるところです。

人口減少の中で医療の将来をとすることは、これはもう従前から人口が減少して来ているって

言うのは、これはもう日本全体で言えることでありますし、そうならないように周防大島町は努力していかないといけないと思っておりますし、その中でいかに医療体制を、やはり医療は基本だと思っておりますので、それはやっぱりしっかり構えた上で、構えられるように、皆さんの御協力をいただいて、また町でもしっかり頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、ありがとうございます。私もそういうことで、ぜひ、事情はいろいろあると思います。その中でしっかりできることをやっていただきたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたオンライン診療、やっぱりこれから当然重要な位置を占めてくると思いますので、ぜひともひとつ、まずは研修を進めていただけたらと思います。

最後に、議員になり丸2年を迎えようとしていますけれども、今までに町民の声を、一般質問として、ちょうど今日で20件させていただきました。そのうち8件が病院関係でございます。これでやめようと、質問終わりますけれども、最後にさざなみ苑との関係が深い橘医院の入院の関係で、町民から入院再開はいつになるのかとか、本当にやる気があるのかとか、町民からたくさんの不安の声や厳しい意見が上がっていますので、ぜひとも、大変なことは分かっていますが、ぜひとも途中経過を説明するなどしてもらって、取組みが見えるように町民に寄り添った目線で、医療の取組みを進めていただけたらと思います。いろいろ質問しましたけれども、1つだけ、とにかくオンライン診療をやってもらって、橘医院で、眼科の薬がもらえるように、これは私個人のお願いですけれども、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

白鳥議員、質問の途中か、答弁の途中で休憩に入ることがあるから、「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）申し訳ないですが。

○議員（3番 白鳥 法子君） 3番、白鳥法子です。どうぞよろしく申し上げます。

今回、本会議の初日に藤本町長は、行政報告の中で、令和3年度決算状況と財政健全化判断比率等についてお話してくださいました。特に、その中で私の記憶に残った内容が、決算状況は、実質収支比率はプラス8.8%で赤字ではありません。また、公債費負担比率、借金にどれくらい頼っているかですが、こちらは12.2%で警戒ラインとされている15%を下回っているということで、数字的には大丈夫けれども、自主財源に乏しい我が町は国からの交付金等への依存度が高く、今後も厳しい財政運営になる、この現実を受け止めて財政規模の縮小や行財政改革の取組が重要であるというところです。まさに、私が議員とならせていただいて、本町の大きな課

題だなど受け止めている案件です。このお話を受けて、今回の質問をさせていただこうと思った次第です。

今回2つの項目で、事前通告をさせていただいております。1つ目は、チャレンジできる環境づくり・人づくりを公民連携で！という項目出しをさせていただいております。これは、先ほど話した中身とかけ離れているように思われるかもしれませんが、これが財政規模の縮小と行財政改革に深く関わるのではないかと考えました。決算認定について、同僚議員からの質問がありました。今回の決算について町長が自己評価をつけるとしたらという質問でした。それに対する町長のお答えの中で、現場では消耗品を減らすというところまでやっており、職員にはさらなるコストカットの意識を持ってもらいたい、また1つ1つの事業について、町民の付託をもらってやっていることなので、ミスがないように、不利益がないように努めていくとおっしゃっていました。役場の業務にあたって、コストカットを心がけミスなく住民の不利益がないように努めていくということは大切なことですが、考えてみれば当然のことで、行財政改革の手段とは言い難いのではないかと感じました。

ここで質問ですが、改革に向けて取り組んでいくことはたくさんあると思いますが、財政規模の縮小と行財政改革それぞれについて、町長が最優先で取り組もうと考えておられることをおひとつずつ具体的に教えてください。

続きまして、もう1つの質問は、職員住宅入居対象者の拡大を！という項目出しをさせていただいております。これは自主財源の少ない我が町が、少しでも歳入を増やす手段の提案です。それは空いている町有の住宅施設に、町内で働いている公務員に住んでいただき、家賃と住民税の一石二鳥で歳入のアップを図るということです。

まず、提案をするに至った背景についてお話しさせていただきます。本町には一般的な職員住宅はありませんが、教育委員会が所管されている町立小中学校の先生のための教職員住宅、また病院事業局が所管されている町立病院の医師、看護師や職員のための住宅がございます。御存知のとおり、小中学校は統廃合が進み、教職員全体の人数は減っています。町立病院も診療科の減少や規模の縮小により、職員等の人数は減っています。建設当時に比べて、現在は入居対象者の需要は、かなり減少しているのではないかと思います。また、統計を見ますと働いている方のうち、町外から町内の職場に通っておられる人数が、町内から町外に出勤している人数を上回っています。失礼ながら、町の職員についても、町内、町外どちらに住んでいるか話題になることが多いです。しかし、もしかしたら地元が本町ではない方で、町内に賃貸住宅が少ないから、島外に住んでおられるのではないかとということも推測されます。そこで、まずはそれらの現状について確認するために、大きく2つ質問をさせていただきます。

1つ目として、教職員住宅および病院事業局の職員住宅において、対象である方々の入居率を

教えてください。また、対象外の方が事情によって入居されているというような実態があれば、どういったときに入居が許されるのか、可能であるのか、教えてください。あわせて、そういった形で御利用されている方々も含めた実際の入居率を教えてください。

もう1つは、この5年間の間に採用された町の職員の中で、賃貸住宅に住んでおられる人数もしくは割合、またその中で町外に住んでいる方の人数もしくは割合を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員から、2つの御質問をいただきました。まず、1点目のチャレンジできる環境づくり・人づくりを公民連携で！についてお答えをいたします。

財政規模の縮小と行財政改革、それぞれについて最優先で取り組もうとしている具体的方法を、1つずつお答えくださいとのことですが、財政規模の縮小に向けた取組みにおきましては、基本的には予算規模の縮減、こちら予算のスリム化に向けた予算編成であると考えております。令和4年度の当初予算編成方針では、第2次周防大島町総合計画に掲げる将来像、「人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島」の実現に向けて、事業の選択と集中、そして経常収入に応じた経常支出、そして予算規模の縮減、こちらを図ることを念頭に置き、財政調整基金からの繰入れに頼らない予算編成作業を進めることとしております。

しかしながら、現在は新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種の事業を優先的に進めていることもあり、予算額は増加しているというのが現状であります。なお、当初予算額は前年度より減額することを目標とし、編成作業に取り組みますが、年度によっては緊急的に取り組む事業と、計画的に実施する事業が重なり、予算規模が膨らむこともありますが、全体的なバランスを考慮しつつ、実施事業の必要性、優先度などを検証のうえ、必要最低限の経費の積み上げを行い、それに見合う財源の確保が必要であると考えております。次に、行財政改革の取組みについてですが、現在本町をはじめ、多くの自治体が人口減少や少子高齢化の進展、複雑多様化する住民ニーズへの対応、自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進や環境問題といった大きな課題に加え、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対策など、多くの課題に直面しております。このような多くの課題を解決していくためには、行財政改革を進めていくことに加え、様々な施策を講じていく必要があると認識しております。その中で、具体的な施策については、行政・病院事業改革特別委員会においても議論いただいております、役場の機構改革をはじめ、公共施設の効率的な運用、病院事業の再編、行政手続および事務のデジタル化などの施策をバランスよく実施していく必要があると考えているところでございます。

また、本町には合併前の旧4町の類似施設が多く存在しておりますので、各施設の維持管理経費に加え、今後多額の更新費用や大規模改修費用が発生することが予測されますので、施設の統

廃合の検討を進めるとともに、そのための財源の確保に努める必要があると考えております。自主財源の乏しい本町にとりましては、地方交付税に頼った財政運営を行っているところではございますが、今後は一層自主財源の確保に努めるとともに、住民サービスが低下しないように今の財政状況を維持・継続し、財政規模の縮小を図り、さらなる行財政改革の取組みの強化や基金に頼らない財政運営を意識していく必要があると考えております。

次に、ふるさと寄附金に関する御提案についてでございます。これ、これまですよね（「まだ出してないです」と呼ぶ声あり）まだ出てないですね、すいません。

では、2点目の職員住宅の入居対象の件について、すみません、失礼しました。続いて、職員住宅入居対象者の拡大、こちらについてお答えをいたします。

まずは、直近5年の採用職員の賃貸住宅居住についてでございますけれども、直近5年間で採用した一般職員、こちら病院事業局を除く一般職員でありますけれども、38名で、うち町内の賃貸住宅に住んでいる者が13名34.2%、町外が2名5.3%の合計15名、こちらが39.5%となっております。

次に、教職員住宅の入居率等についてでございます。

本町では、周防大島町教職員住宅管理規則に基づき、教育委員会事務局で教職員住宅を管理しております。教職員住宅の総数は6地区39戸あり、そのうち現在入居停止中の教職員住宅を除いた戸数は4地区20戸となっております。入居停止中の住宅を除いた教職員住宅の入居対象者の入居率は35%で、対象者以外の入居者を含めた全体の入居率は50%となります。この対象者以外の入居者の方は、外国語指導助手ALTの2名と、残る1名は4町が合併する前に入居している方で、現在も引き続き入居しているということでありまして、入居対象者の拡大につきましては、教職員が最優先されることには変わりはありませんが、空室の状況に応じ、活用方法を検討してまいりたいと考えています。

次に、病院事業局の職員住宅の入居率等についてでございます。病院事業局の職員住宅は109戸で、病院事業局に勤務する医療従事者を対象としており、入居対象者の入居率は40.4%で、対象者以外の入居者を含めた全体の入居率は51.4%となっております。対象者以外の方の入居につきましては、町内の医療介護の充実、県や町の施策に関するものに対して許可しており、町内の医療介護施設で勤務される方等が入居されております。入居対象者の拡大につきましては、病院職員住宅は企業債や補助金を財源としているため、用途変更が難しい面もございまして、病院職員を最優先とすることを前提とし、民間事業者と競合しないことなどを考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） お答えありがとうございました。まず、1つ目の質問につきまし

て、やはり1つこれをやれば解決するというのではないということは、私は、重々状況を見て理解しているつもりです。また人口減少や少子高齢化など本町だけではなく、どこの自治体もさらされている課題というものも、本町にとっても大きな課題であって、それに対する施策を講じていかなければならないということも理解できます。また、今後は一層、自主財源の確保を務めるとともに、サービス低下しないように財政の縮小を図っていかなければならないとおっしゃっておられたかと思います。

ここで、自主財源の確保に努めるという部分で、私のほうから御提案というか、ここに力をこのように入れたらどうかという御提案がございます。

税金の収納率を高めるということは、これまでも自主財源のテーマのときにいろいろな立場の方が御回答くださっていることかと思えます。ただ、税率を高めるだけでは、なかなか根本的な解決にはならないのではないかと考えております。どうすれば自主財源を増やすことができるのか、それを幾つか考えてみたいのですけれども、自主財源の内訳を見てみると、多いほうから、町税、繰越金、諸収入、繰入金、使用料、手数料、寄附金、分担金、負担金、財産収入というふうになっております。それぞれについてどのようにしたら増えるのかということを、町民の方々とお話ししながら考えてみたのですけれども、まずは町民の方々にどんどん稼いでいただいて町民税のアップを図るということや、土地の価値を高めて固定資産税をアップする、この2つもなかなか厳しいところかなとは思いますが、資源ごみの分別回収率を向上して売却費をアップするだとか、いろいろございますが、ふるさと納税を推進して、寄附の収入をアップするということが、かなり取り組めば成果が見込めるという項目ではないかというお話をさせていただいたことがございます。

また、行財政改革大綱をひもときますと、行財政改革に取り組むときに基本にする視点の1つに住民との協働をあげておられます。住民と行政が対等なパートナーとして連携し、お互いに支え合う協働のまちづくりを進めます、と方針が示されております。また、その具体的な方策として、お互いに情報を交換し合い、連携し合うことで相互理解を深めながら、住民や各種団体との協働意識の醸成を図るとともに、民間にできることは民間にを基本に推進してきた指定管理制度の充実や民間委託の導入など、民間活力の活用にも努めると掲げられております。さらには効率的な行財政運営のために新たな行政課題に対応できる組織機構の見直しや職員提案制度の推進など、効率的で柔軟な組織づくりに取り組むとも掲げられております。このことは役場内部の組織の話のようにも感じますが、公民が連携できる組織機構というようにも読み取れます。住民との協働を進める分野としても、町民や民間事業者、行政が連携して、それぞれの得意なことを生かすことが、相乗効果を生むことができる事業、それがふるさと納税の推進だと考えます。

以上のことから、自主財源の歳入を増やす、住民、民間との協働により民間活力の活用を図る、

この2つの観点から行財政改革に向けた強力な一歩として、ふるさと納税の推進のために、返礼品の開発やプロモーションを、公民が協働で取り組む仕組みを作ること、これが互いの強みを持ち寄ってチャレンジできる行財政改革として費用対効果の高い施策だと考えますが、今後のふるさと納税の推進について執行部のお考えを伺います。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩しますか。（「はい」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午後2時05分休憩

.....
午後2時16分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 続いて、ふるさと寄附金に関する御提案をいただきました。

昨年度より、ふるさと納税の返礼金を提供していただいているタイアップ事業者の方や、これからタイアップ事業者として申込みを考えられている事業者の方を対象に、ふるさと納税の事業者勉強会を開催しております。

今後も事業者の方々と情報交換を行いながら、タイアップ事業者への新規加入促進を行い、また、町と事業者が連携して地域の隠れた特産品、そして魅力的なサービスを掘り起こし、商品の新規開拓やホームページ及びインスタグラムでの返礼品のPRを行い、寄附金の増加につなげていきたいと考えております。

また、寄附金につきましては、ふるさと応援基金への積立てを行い、寄附者からの希望に沿った形で産業振興、教育振興、生活環境の整備および防災・安全対策の推進などに基金を充当し、各種事業を行っているところでございます。

寄附金を原資とした各種事業を継続的に実施していくためには、職員のみならず、民間事業者の知識や技術を最大限に活用させていただき、共同で事業を提案していくことも大切なことであるとと考えております。

他の先進自治体の動向も注視しながら、提案の仕方や実施方法等、今後の課題として検討していく必要があると考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 前向きな御回答ありがとうございました。

昨年、はじめて開催していただきました町内事業者の方と町職員の方、そして、ふるさと納税の仕組みを運営されている企業の方での勉強会というものは、私も友人等を誘いまして、一事業者として参加させていただいた次第です。大変有意義な勉強になる情報もございましたし、民間

事業者の方々からの御提案も数多くあったかと思えます。

ただ、そこでの提案がどのように反映されているのかというところが、一参加者として今のところ見えてきていない状況でございます。

同じような勉強会であれば少し物足りないなというところがございまして、先ほど町長がおっしゃってくださったような、行政だけではなく、民間事業者も連携して地域の隠れた特産品や魅力的なサービスを掘り起こし、開拓して行って、商品として出していきたいというようなお話がありましたので、ぜひ、それをするための仕組みと申しますか、場づくりというものを民間からも御提案はしていきたいですし、行政側のほうでも前向きにそういった仕組みづくりを反映させる、せっかく出た意見を反映させる仕組みづくりというものを、しっかり具体的に考えて行っていただけたらなというふうに思います。

当時、勉強会に参加したときのメモを昨日振り返ってみました。その中でも地域をPRするのが自治体の役割、感動する商品やサービスの提供が民間の役割というふうに、この勉強の中でも言われております。これをそれぞれが連携して取り組むことで、すごく本当にリアルに効果が出てくるのが、ふるさと納税の仕組みかと思えます。

行政がやるべきところと、商品開発や商品の見せ方、プロモーションのタイミングなど、民間のほう得意な部分もございまして。行政だけではマンパワーも時間も足りないのであれば、ぜひ民間も含めたそういったチームで機を逃さずに具体的な行動ができるように取組みを進めていただきたいと思いますが、そのあたり具体的に今後どのように考えていくことができるか、お考えがあれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員から、今後のふるさと納税に関する町の方針というか、そういったことと受け止めております。要は、タイアップ事業者を増やして、返礼品を充実させていくということは引き続き行っていかないといけないというふうに思っております。

全国的に、ふるさと納税で商品を全国の中から周防大島町に注目していただくことが第一でございます。本町の商品を選んでいただくためには、やはり、そのタイアップ事業者に対して商品の企画を提案することや、より魅力的な商品の開発、フラッシュアップを行い、商品をしっかりとPRしていくことが必要であろうかと思えます。

午前中に竹田議員からもございましたように、福岡県の上毛町だったですかね——の分も先ほど調べたところ、かなり多くの寄附額が集まっているような町でございました。そういったことも勉強して、本町で取り入れるようなことがあれば、参考にしながら全国にもっと発信していく必要があろうかと思えます。

昨年はじめてその勉強会というのを実施をしておりますけれど、やはり、今後は一歩ちょっと

前進したような取組みをしていくべきであろうというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 今後は一步前進したような取組みを考えていただけるということで、一事業者としても次回の勉強会を大変楽しみにしております。

また、先ほどから先行している全国の様々な自治体の事例を参考にということを、いろいろな場面でおっしゃいますけれども、ぜひ、周防大島町が先行する事例をつくるというような視点でも、新たな取組みを考えていっていただけたらなと思います。

この項目については、最後に、先ほど町長が、先に言ってくださいましたけれども、やはり、その使い道について今も選べるようにはなっておりますが、人気投票ではないですけれども、この項目にすごく集まったから、その分野にたくさん投資されているということでもないのが今、現実ではなかるかと思えます。

ぜひ、今後は使い道についても、先ほど行財政改革の中に掲げられておりましたけれども、職員提案制度などによる新たな事業や住民との協働を進めるような事業に投資できるよう、そんな仕組みも考えていく必要があるのではないかとというふうに御意見させていただいて、この1つ目の質問については終わらせていただきたいと思います。

続きまして、もう1つの住宅の件について、御回答いただいたことを踏まえて再質問をさせていただきます。

伺いました教職員住宅や病院事業局の職員住宅の入居率というものが、私が想像していたよりかなり低かったなというふうに受け止めました。例えばですね、町の一般職員の方の状況をお伺いしましたけれども、近年採用された方々は、比較的町内に住んでくださっているのかなというふうに数字をお伺いして感じたところでございます。

ただ、ほかにも会計年度任用職員さんであるとか、高校の教職員の方、警察官の方、県の職員など、そういった方にも対象を広げることができないかなというふうに思えます。

というのも、借りられる適当な家がないという理由で町外に住んでおられる方がいたらどうでしょうか。同じ理由の職員さんだけではなくて、そういった町の職員以外の公務員の異動が多い方々についても、もしかしたらこの住宅に住めるということが分かれば、入居してくださる可能性もあるのではなかるかと思えます。

病院事業局の職員住宅につきましては、町内のほかの医療・介護に携わっておられる事業者の従業員の方でありますとか、町の施策に合致するような方を入居させている実態があるということでした。

これというのは、特に何かに基づいて判断されているというよりは、要望があったときに入居の可否を判断されているということなんでしょうか。

先ほどもありましたけれど、その基準というものがあるのか、その都度状況を検討して入居してもオーケー、入居は無理というふうに判断されているのか、もし、そのあたりのことが分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 白鳥議員の御質問にお答えしますが、病院事業局の職員住宅については、当然職員を最優先としておりますけれども、先ほど町長の答弁でありましたように、空き部屋があることから、規定等による基準はございませんが、町内の医療・介護の充実等のため入居を許可しておりました。

今後は、規定にきちっとした改正等を行って対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 県職員の方々の入居等々が可能ではなかろうかという関係の話でございますが、教職員住宅についてです。

まず、今、利活用ができる部屋というのが約半分の50%程度は空室になっているところで、今、実は考えていることが、管理職の校長先生、教頭先生などの先生方にも地域に住んでいただく、要は入居のあっせんができないかということも実は考えているところがございます。

また、事務レベルの話ではあるんですけども、今のこの空室の活用について、地域活性化のために用途変更をしての利活用という話も実は、事務レベルではあるんですが、そういう話も出ております。ですから、空き部屋の状況に応じて、関係各課と協議しながら今後の活用方法について考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 具体的な御回答ありがとうございました。

病院事業局の職員住宅については、特に今まで規定がなかったので、今後はある程度規定を設けて、それを基準に判断して入居も受け付けていくというところで納得いたしました。

教職員住宅のほうにつきましても、空室を有効的に、しかも地域活性化に資するような形で活用していくことを前提に協議を進めたいということで、大変期待しております。

また、先ほど教職員住宅のほうで政策的にも入れないことにしている部屋が、こちらもかなりの数あったように思います。

今、空家対策ということで、民間の空家に対しては町のほうも計画を立てて、具体的に対策をしていくということになっておりますが、ぜひ、町が持っている空家住宅、活用が難しい空家についても今後の方向性というものを整理していく必要があるのではなかろうかと、お伺いして思

ったところでございます。

また、町では、先ほど町長もおっしゃいましたが、公共施設マネジメントの推進に向けて、公共施設等総合管理計画や公共施設個別施設計画を策定されて、例えば長持ちするようにであるとか、計画的に古いものは除却したり、売却したりという形で進めていくというふうな形で、教職員住宅についてもそちらの計画の中に盛り込まれていることを確認させていただいているところでございます。

ただ、それぞれの公共施設の計画の中に、先ほどお話に出ております病院事業局の職員住宅については記載されておられません。

病院事業局の職員住宅のそういった公共施設としての管理計画等は別途作成されて、例えば長期的に管理運営、現代されているのかどうか、また、今後の何かそういった管理をしていくような、指針となるような計画策定、今ないとすれば、今後そういう計画があるのかどうかお伺いしておきたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

現在の入居率は51.4%で、53戸が空いております。そのうち8戸は老朽化により入居できない状況であります。今現在、そういった長寿化等の計画はございません。

今後、令和4年3月に持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが策定されまして、令和5年度までに公立病院経営強化プランを策定する必要があります。プランには、施設の適正管理について記載する必要があるため、その中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

現在のところは管理の計画がないけれども、今後タイミング的に病院の施設全体の適正管理に向けた計画をつくるチャンスがあるということで、その中で具体的な、長期的な管理計画は、住宅のほうも盛り込んでいただけるということで、そちらの成果のほうを楽しみに待っていようと思います。

ただ、半分が空いているというところで、今後、病院が大きくなるということはなかなか厳しいところなので、ある程度までしか結局活用される予測というものはないのではなかろうかと思えます。

公共施設等総合管理計画の中では、施設の維持・管理・修繕・更新等においては、新しい技術や新しい考え方などを積極的に取り入れて合理的におこなっていくというふうに町のほうで書か

れております。

病院事業局の職員住宅についても、まずは、もちろん一般の病院の職員の方々のための住宅ということで確保されておりますが、確実に空いてしまうところにつきましては、今後定める、どういった方なら活用していただけるかというような判断基準を定めて、なるべく積極的に使っていただいたりだとかですね。

例えば、病院事業局の職員住宅の中には、医師向けだと思うんですが、かなり大きな一軒家の物件もあるのではないかと思います。

そういったところで、今後医師が十分に入居する予定がないようなところがあれば、ぜひ、子育て世帯の活用でありますとか、先ほどの教職員住宅の管理のほうでお話があったような、地域活性化のための施策に反映できるような使い方というものも前向きに考えてみていただけたらなというふうに思います。

こちらのほうは、今後作成されるガイドラインに基づいた計画を策定するときにも、どこかに留め置いていただいて、可能性を探っていただけたらなというふうに要望としてお伝えしておこうと思います。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、11番、久保雅己議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 11番、久保でございます。

大型で非常に強い台風14号も大きな被害もなく通り過ぎ、安堵したところでございます。

政府は防災の日の令和4年9月1日に南海トラフ巨大地震を想定した総合防災訓練を実施し、被害状況の把握や国民への協力呼びかけといった緊急対応の手順確認、巨大地震や津波から命を守る行動につなげるための訓練をしたところであります。

周防大島町としても、あらゆる自然災害に対する防災意識を高める必要があると思われませんが、町の見解を伺います。

通告のとおり3点について伺います。

災害時の町の組織について、これは深い意味があるわけじゃないんですけども、町民に、災害時には町はこういう対応をしておるんですよということを知らしめる必要があるんじゃないかということでございます。

自主防災組織の進捗状況については、これは、早くから自主防災組織についてはいろんな形で取組みをされていると思いますけれども、なかなか進捗状況が見えませんが、この辺についての詳しい説明をお願いします。

次に、災害時の避難場所の見直しについて、これも以前質問をしております。町のほうも170か所以上の避難場所を想定しておられますけれども、その辺の詳しい内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員の防災・減災対策についての御質問にお答えをいたします。

令和4年においても、3月には福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生し、令和4年7月から8月にかけては全国各地で短時間での記録的な大雨が降り、大きな被害が発生しております。また、令和4年9月5日から6日にかけては台風11号が接近し、暴風や大雨による災害に警戒をし、対応をしてきたところであります。

そして、昨日台風14号が接近をいたしました。本町においては人命に関わる被害は今のところ報告はございません。町民の皆様におかれましては、台風への備えをしっかりといただいたことと存じます。

近年の災害は、局地的な大雨や大型化した台風などにより、激甚化するとともに頻発化しており、町といたしましても、町民の生命・財産を守るため様々な災害への対策に万全を期してまいりますが、災害リスクは災害の種類、環境、地域、建物の構造等によっても異なります。

災害による被害をできるだけ少なくするためには、住民一人一人が自ら取り組む自助、地域や身近にいる人同士が助け合う共助、国や地方公共団体などが取り組む公助が重要だと言われております。その中でも基本となるのは、自らの命は自らが守る意識を持ち、一人一人が自分の身の安全を確保する自助でございます。

災害発生時には、まず自分と家族が無事であることが最も重要であります。自助に取り組むためには、平時から災害に備え、自分の家の安全対策をするとともに、外出時に地震や津波などに遭遇したときの身の守り方を知っておくことが必要であります。

町といたしましては、適切な避難行動を行っていただくために、具体的で分かりやすい迅速な情報発信に努めるとともに、防災訓練、講演会、研修会などの様々な機会を通じて、町民の皆様に避難方法などに関する情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、避難場所の見直しについてでございます。

指定緊急避難場所は、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民の生命の安全の確保を目的として、住民等が緊急に避難する施設または場所を位置付けるものであり、指定避難所は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設で、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村長は指定緊急避難場所および指定避難所を区別して、あらかじめ指

定しなければならないとされております。

現在、本町では、指定緊急避難場所33か所、うち公の場所は30か所、自治会等の協力を得ている場所は3か所、指定避難所については142か所、うち公の施設が72か所で、自治会や寺社、企業の協力を得ている施設が70か所、こちらを指定しております。

台風や大雨による災害・洪水の恐れがある場合には、指定避難所のうち11か所を開設しております。

指定の見直しに関しましては、施設——これは建物等の廃止・消滅時や地域の事情、要望等により随時行っております。

また、近年の大規模災害の発生等を踏まえ、各種災害の被害想定の見直しにより、令和3年度には県河川の洪水浸水想定が見直されたことにより、通常開設する避難所の見直しを行っております。令和4年度においても高潮浸水想定が新たに見直されます。今後も引き続き国、県による基準や被害想定の見直しが行われれば、適時適切に避難所の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、災害時の町の組織についてでございます。

町では、災害発生時または発生の恐れがある場合の対応として、警報・注意報津波発表時の対応マニュアルを毎年度当初に作成し、各部課署の役割や、夜間・休日等における職員の参集体制などについて災害種別ごとに定めており、災害発生の危険度に応じて第1警戒体制、第2警戒体制、第1非常体制、第2非常体制の4段階の体制を整えて対応にあたっております。

また、平成29年に策定し、平成30年に一部改正をいたしました業務継続計画、通称BCPでは、地域防災計画に定められた災害応急業務を最優先に遂行したうえで、次の段階として、役場業務のうち優先的に継続すべき業務を選定し、その業務の最短での遂行を図るため、事前に必要な資源の準備や対応方針などを定めております。

実際の発災時には、人命の確保など、災害応急業務を迅速かつ的確に実施することが最優先であり、業務継続計画、通称BCPは、その次の段階として、非常時においても継続すべき役場通常業務を定めたものとなっております。

非常時最優先業務につきましては、災害発生時に災害対策業務と並行して最優先に行わなければならない業務、優先して行わなければならない業務、業務の規模を縮小または方法を工夫するなどして継続する業務、さらに他業務の業務開始目標などを設定しております。

業務継続計画は、地域防災計画と表裏一体の計画であることから、地域防災計画の改定にあわせて見直しを行いたいと考えております。

次に、自主防災組織の進捗状況についてでございます。

現在、本町では73の地区で自主防災組織が結成されており、世帯数に対する組織率は本年

4月1日現在で47.1%となっております。町内全世帯の約半数が自主防災組織に未加入となっており、近年は新たな自主防災組織の結成が進んでいないのが現状でございます。

結成済みの地区においては、自主防災組織を立ち上げる際、災害発生時、また平常時における役割分担や連絡網、避難場所等が整備されており、地域で災害全般に対する防災意識を高め、災害による被害を未然に防ぐため活動をされております。

自主防災組織は、自分たちの地域で、自分たちができる防災活動を行うために設立される重要な組織であることから、積極的に担当職員が地域に出向き、組織づくりや防災について説明を行うことや、立ち上げに向けての協力支援、また、広報紙等を活用した啓発活動を継続いたします。

あわせて、住民を対象とした防災講演会や自主防災組織、自治会のリーダーを対象とした研修会等を定期的に開催するなどし、災害全般に対する防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） ありがとうございます。

まず、ちょっと順番が違ったんですけど、災害時の町の組織についてということでお伺いしておるんですけど、これは、先ほどちょっと申し上げたように、町民に、災害時には職員がこのような体制を取って、町民の皆様の安心・安全を守っているんですよということを知らしめるために、ぜひ、公に広報等で、町はこういう対応をしていますよということを知らしめていただきたいということが私の本音でございます。

その場合、庁内、本部は当然こちらにあるわけですけど、各総合支所への人員の配置等々は、どういうふうになっておるか御答弁いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 総合支所への職員配置ということでございました。

先ほど町長が答弁したとおり、毎年年度はじめに職員の警報注意報発表時の対応マニュアルというものを、全ての職員に周知をしております。その中に、職員の氏名、例えば災害対策本部長である町長をはじめ、その本部員の氏名、各支所における現地対策本部というのが立ち上がった場合に、支所長を本部長としたそれぞれ各支所の配置をあらかじめ決めております。

その中に、各避難所における避難所要員もあわせて氏名を全部上げて、この中から避難所の要員に着くように、あらかじめ決めたいうえで調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 総合支所等と避難場所の人員の配置というようなことも今説明がありましたけれども、それで、町としては、これは条例にもあるんじゃないかと思うんですが、

防災会議を行わなければならないんじゃないかと思いますが、専門家の会議並びに庁内会議、これをどのようにしておられますか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員から、周防大島町の防災会議の開催についての御質問をいただいております。

この防災会議につきましては、基本的には、本町が策定をしております防災計画の作成、また見直し、あとは防災に関する重要事項の審議等、そういった業務でございます。近年では、基本的に防災計画等の見直し等の大きな変更事項等がまだございませんでしたので、平成28年に開催をした以降、開催のほうはしておりません。

しかしながら、先ほどありましたように、国・県、そういったところが、いろいろ災害の被害想定とか、そういった基準等の見直しがあれば、当然国の防災計画の見直しもあり、県の防災計画の見直し、さらには本町に関係する見直し等が含まれた場合には当然開催をして、いろんな意見をいただきながら、本町の防災計画も見直していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 幸い周防大島町は大きな台風等に襲われたことがない。私の記憶ではたしか平成16年、合併前に、私も実は合併前にこの旧大島町に来ておりまして、自分の車が破損した記憶があるんですけども、それ以後そういう記憶がないんですけども、非常にあの恵まれた地域だというふうに思っております。

それが幸いか不幸かは別として、これは専門家を交えた学識経験者とは必ず年に1回ぐらいはやって、見直しをしていかなければならないんじゃないかと思いますが、万が一、今回の台風14号でも直撃でもされたらおそらく対応できなかったんじゃないかなというふうに思いますし。

一番懸念しているのは南海トラフ巨大地震の問題です。津波が3メートル80センチメートルというようなことは以前から言われていますけれども、住居地の約70%は浸水するわけでございます。そうすると約1万人近くの者が放り出されてしまうというようなことで、その対応なんかも全然できていないんじゃないかということです。

特に今回、いい教訓ではあったと思いますが、他地方では、宮崎県辺り大変な被害を受けておるわけでございますので、そういう対応を、できる範囲のことを町のほうが率先して、リーダーシップをとってやっていただきたいというふうに思います。

それと、庁内職員の会議も、これは年に1回ないし2回ぐらいは行われているのかどうか、その辺の御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員からの御質問で、職員の会議を開催しているのかというような御質問でございます。

職員の中でそういった会議はしておりません。ただ、防災担当の職員については、必ず県のほうでそういった会議があれば出席をするし、講習等があれば積極的にそういった講習を受けて、最新の情報を当然、自分のスキルアップのために受講はさせております。町職員を挙げての会議というのは現在行っておりません。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 分かりましたが、できるだけこういう機会を持ってやっていただきたいと思えますし、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会でも、ほかのもろもろもありますけれども、しっかり勉強して、お互いに勉強していけたらなというふうに思います。

次に、自主防災組織の進捗状況についてですが、先ほど町長のほうから御答弁ありました。

目的は、本来は地域のことは地域である程度処理できなければならないんですけども、何せ今日日、地域でのお付き合いが非常に薄れておるといような感覚を持っております。

こういう災害のあるときには、地域の住民が協力して、お互いを助け合わなくてはならないというふうに思っておりますが、なかなか高齢化も進み、難しい時代だなというふうに思っておりますが、そのためにも自主防災組織をしっかりとつくり、年に1回ぐらいは避難訓練等を行えば幸いという思いでございます。

今後の啓発活動はどのようにされるのか、もう1度御答弁いただきたいのと、地域的に見て、この地域は自主防災組織が必要ではないかというところがあるんだろうと思えますけれども、私は、自分の地域だけのことしかよく分かりませんが、そういうところには職員が出向いて行って、先ほどありましたようにアプローチして、組織をつくっていただかなければならないんじゃないかと思えますけれども。

まず最初に、今後の啓発活動はどういうふうにするか御答弁いただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員より、自主防災組織の結成についての啓発を、どのようなことを考えているのかという御質問であったかと思えます。

町内全域の結成率、先ほどもありましたけれど、47.1%、その中でも、旧東和地区については結成率が40%程度というふうになっております。やはり、地域的なこともありますんで、そこは、旧東和地区においてもすごい先進的に取り組んでおられる自主防災組織というのがありますんで、そういったところを見本にしながら、少しずつ広げていければなというふうに思っております。

当然、町としても広報紙やホームページ等で重々、しっかりと周知をしていく必要があると

思いますし、山口県においては、山口県自主防災アドバイザーという制度があります。本町にも山口県自主防災アドバイザーが5人ほどおられるというふうに聞いておりますので、そういった山口県自主防災アドバイザーの派遣制度についてもしっかりと活用できるよというようなこともPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 自主防災組織が我々の町にとっては一番大事なことじゃないかと思えますので、もっともっと積極的に啓発活動を行っていただきたいというふうに思います。

今、それ以上のことを何言ってもしょうがないでしょうが、まだ50%に満たないというような状況では、どうしようもない状況だというふうに思いますので、危機感を持っていただきたいと、速やかに増やしていただきたいということをお願いしておきます。

次に、避難場所の見直しについてでございます。

これは、昨年の令和3年度にも防災関係で質問しており、一覧表はいただいております。178か所、その中で重要なところは11か所というようなことで把握はしておりますけれども、先般も、自分のところの地域だけは避難場所点検には行っておりますけれども、こんなもんでいいのかなというような不安を抱きました。

というのは、特に高齢者が多いわけですし、畳の部屋がいいのか、ベッドがいいのか分かりませんが、その辺の対応が全くできていないんじゃないかと思えますし、避難場所の点検というか、必要な11か所あたりは町のほうで点検は年に何回か行われているのかどうか御答弁いただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 避難場所の点検は行っているのかという御質問でございます。

現在、本町が指定しております避難所については、ただ、ほとんどが公共施設の避難所となっております。中には既に使っていない施設もありますので、そういったところは集中的に点検をしなくちゃいけないと。

ただ、現在も使用している公共施設については、当然その管理する部署等もありますので、そういったところから、例えば雨漏りがひどいとか、ちょっと壁のほうがおかしいよとかって言われた場合には、それは所管の部署と協議をしながら、修繕等も含めたうえでの検討のほうをしながら、避難者の方に迷惑をかけないような対策を講じていく必要があると考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） そうしたら、定期的には行っていないという理解でよろしいんですか。

それと、避難する場合、自主避難の場合ですね、今回みたいに台風で。1日、2日でもいい場合

と、大きな災害でもあった場合には長期の避難が必要じゃないかと思われまじけれども、その場合の対応というのは、今の現状では全く長期の対応というのはできる状況ではないんじゃないかと思いますが、その辺の御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 現在の開設しております11か所の避難所について、これは、今回のような台風とか大雨、ある程度短期間での避難というふうに想定される場合のあくまで避難ということになっております。

久保議員が言われるように、例えば南海トラフ巨大地震とか、中央構造線の地震、そういったことになると災害の規模がかなり大きなものになってきます。そういったことになると、やはり長期的な避難者が当然増えてまいります。

そういった場合は、まずはその地震によって避難する場所がどれぐらい被害を受けておるか、そういったのをまず把握しながら、長期避難に耐え得るような環境整備にも対応するようなことを考えていく必要があると思いますので、最終的には、耐震化が進んでおる学校等を主に考えていかないといけないというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） それと、備品の点検等々はどういうふうにされているかもう1回丁寧に答えたいと思います。避難場所の備品。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 備品の点検、例えば、備品じゃないんですけど、例えば食料品とか飲料水、そういったのは山口県大島防災センターのほうで一括管理をしております。定期的に賞味期限等を把握しながら随時入替えを行っております。また、町内には18か所の防災倉庫を設置しております。その中にはいろいろ、間仕切りとか釜とか、それぞれ避難所に必要なものがある程度備蓄しております。

年に1回点検はさせていただいております。あわせて、その倉庫の近くに発電機、投光器、そういったのも常時設置しております。そちらのほうも点検のほうはして、動くように業者を入れて点検をしている状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 御答弁いただいたわけですが、なかなか前のほうには進んでいないような気がしますし、いつだったですか、今月、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会で水の問題等々もありましたけれども、その進捗状況も全く進んでいないような気がします。

これは、いつ災害が起こるかわからないわけですから、早めにいろんな手段を、手を打っていただかないと、いざいざときには、今の周防大島町であれば何にもできないんじゃないかという

ような不安が募るばかりです。

例えば、先般の大島大橋の貨物船衝突事故のときなんかは、周防大島町だけであるんで、他の市町村から応援に来ていただけましたけれども、南海トラフ巨大地震なんかの場合は、他の市町村も被害を受けていますから、誰も応援に来ることはまずないでしょう。

その場合は、自分のところで対応していかなければならないので、その100%の、何かあって、何も望んでいませんけれども、もうちょっと前に早く進んで対応しておかないと、万が一のときには、これ何にも手が打てていないということになるんじゃないかという不安が募ります。

今さら幾ら言ってもしょうがないことではございますけれども、人災も自然災害もあります。大島大橋の貨物船衝突事故を教訓として、離島であることを再認識して、防災対策をもっと真剣に取り組んでいただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、久保雅己議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時09分休憩

.....

午後3時26分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 公明党の山中正樹でございます。本日は一般質問の機会をいただきありがとうございます。台風14号の接近に伴い、支所、避難所に夜通し詰めておられた職員の方々、大変御苦労さまでした。感謝申し上げます。

令和4年9月13日、公明党創立60周年を迎えました。大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくは不変の立党精神でございます。公明党には国民の幅広い層の声を聞き、それを政治に反映させていく本来の民主主義を正しく実践してきた誇りがございます。公明党の語る生活現場の小さな声とネットワークを生かした政策実現力も、立党精神を体現する公明党議員の努力によって確立されてきました。公明党が地域で信頼を広げ、福祉の党、平和の党、教育の党として国民に広く定着し、評価されるまでになったのは、与党として現場からの政策を練り上げ、実現してきた党であったからだとこのように思います。

令和4年9月19日は敬老の日でした。厚生労働省は令和4年9月16日全国の100歳以上の高齢者が15日現在で9万526人に上り、初めて9万人を超えたと発表いたしました。

周防大島町でも高齢者の方々が増え、より厚い行政からの施策が必要であり、また期待をされております。そして安心・安全の住みよいまちづくりに取り組んでいただきたいとこのように思

っております。

本日の一般質問の1点目は、アルゼンチンについてであります。（「アルゼンチンアリ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。（笑声）アルゼンチンアリでございます。

1点目は、アルゼンチンアリの現状と今後の対策についてお伺いいたします。

2点目は、期日前投票の移動投票所車両導入についてであります。

次に3点目は、投票所入場券の裏面に宣誓書を記載していただきたいという点でございます。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員のアルゼンチンアリについての御質問にお答えをいたします。

アルゼンチンアリは1993年、広島県廿日市市において国内ではじめての生息確認があり、県内においてはこれまで岩国市、柳井市、宇部市、光市での生息確認があったものでございます。周防大島町におきましては、令和4年6月に周防大島町西安下庄の庄地区においてはじめて生息が確認されました。

アルゼンチンアリの特徴としましては、毒性はないものの繁殖力が非常に強く、生態系への影響が危惧されることから、特定外来生物に指定されています。また住居内に大量に侵入し、不快感を与えることが知られています。

特定外来生物への対応としては、早期対応が重要であることから、予備費を充当し令和4年6月に庄地区および庄地区に隣接した地域全220戸に対して一斉防除を実施いたしました。一斉防除の方法といたしましては、アルゼンチンアリー一斉防除マニュアルに基づき、餌型殺虫剤を対象地域に全戸配布いたしました。一斉防除は地域ぐるみで、地域の方全員が取り組むことで大きい効果が得られます。

さらに令和4年7月には、山口県自然保護課と連携をいたしまして、生息調査を実施したところ、安下庄地区の広範囲に生息していることが判明しました。そのため同月に安下庄、そして秋地区の全1,400戸に対して一斉防除を行いました。結果といたしましては、多くの地域で個体の減少が見られ、一定の効果があつたと判断をしております。

また、さらなる削減効果を図ることを目的として、改めてこの度の補正予算にも計上し、御議決をいただきましたら、再度、安下庄、秋地区において一斉防除を実施したいと考えております。

また、町広報、そして防災無線、町ホームページにおいて町民の方への注意喚起と生態についてお知らせをしたところであります。

なお、周防大島町における生息範囲は、現時点では安下庄地区と考えられ、今後、他地域でアルゼンチンアリの生息が確認された場合には、同様に早急な対応を実施していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員の期日前投票についての御質問にお答えいたします。大きく分けて2点ほどいただいております。

はじめに、1点目の期日前投票所の移動投票所車両導入についてでございます。山中議員の御指摘のとおり、期日前投票所を自動車等による移動投票所とすることにより、高齢者等の投票機会が確保されることは大変重要で有意義なことと認識をしているところでございます。

また、最近では一部の投票区において高齢化や人口減少に伴い、投票管理者や投票立会人の選任が大変困難となってきておりますので、移動投票所はこれらの課題解決にも寄与できるものではないかと考えているところでございます。

今後、本町選挙管理委員会事務局において、先行して取り組んでいる他市町村選挙管理委員会や県選挙管理委員会等から情報収集し、その手法や経費等について調査・研究を行い、前向きに検討したいと考えております。

2点目の宣誓書を投票所入場券の裏面に記載についてでございます。令和3年第1回定例会で、同様の御質問をいただき、答弁いたしましたとおり、本町における投票入場券は、はがきタイプであり、やまぐち自治体クラウドにより様式が定められ、表面には選挙名、選挙人指名、投票所等の印刷に限定をされており、裏面については、各自治体が任意で印刷事項を決めることができる仕様となっております。

本町では、投票に関する注意事項や期日前投票の日時および場所等の周知に重点を置くこととし、裏面にこれらを印刷・表示をしております。従いまして期日前投票所が多数ある本町においては、入場券の裏面に宣誓書を印刷するスペースの確保が困難であり、宣誓書の印刷は行っておりません。

また前回の御質問から本日までに3つの選挙が執行されました。町内のいずれの期日前投票所におきましても、宣誓書を投票所で記載することによる大きな混雑の発生は確認されていないことから、当面は現状の方法で継続したいと思っております。

しかしながら、有権者の負担軽減や投票率の向上につながるよう、さらなる選挙事務の迅速かつ正確性を追求するとともに、事務処理を効率的に行えるような手法については、今後も継続して検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。

まず、アルゼンチンアリについてでありますけれども、令和4年6月14日、安下庄に住む町民からアルゼンチンアリではないかという連絡があり、一報を町に入れさせていただきました。その中でも、すぐに手を打っていただき、度重なる防除をしていただきました。また8月号の広

報にも記載、周知をしていただき、また、アイ・キャンでも周知をしていただき、防災無線等、本当にすぐ迅速に動いていただいたことに感謝申し上げます。どうかこれからもアルゼンチンアリの出現あるいは被害が出てきましたら速やかな行動をとっていただくよう心からお願い申し上げます。

次に、第2点目の期日前投票についてでございます。車で移動できる期日前投票車の導入でございますけれども、お年寄りの方が投票所までの移動が大変だという声を聞いております。そこで車の中で投票ができる移動期日前投票所を町内の東西南北に巡回させていただき、高齢者がスムーズに投票ができることを望んでおります。

また、10代の18歳、19歳のおります大島商船高等専門学校あるいは周防大島高等学校の投票に際して、昼休みあるいはまた放課後に、その車を乗りつけ、投票できる年齢の高校生に投票していただくということが投票率向上につながるのではないかとこのようにも考えております。どうか投票しやすい環境づくりが大事ではないかと考えますので、この点もあわせてよろしくお願い申し上げます。

次に、3番目ですけれども、投票所入場券の裏面の宣誓書を記載する件でございますが、町民の方から話をお聞きいたしました。宣誓書を書くわけですけれども、どうも年齢のために緊張して手が震えて記入ができなかったと、あわせて自分の住所を忘れてしまったと。まあこんなお話をお聞きしました。それならば、ぜひ自宅で宣誓書に自分の住所、氏名あるいは宣誓書の内容を記載することによって、そういう方々の不便がなくなるのではないかとこのように考えております。ぜひこの点もあわせてお願いしたいと思っております。やはり投票するとき、立会人の方とか受付の方が、自分のほうに全ての目が向いてしまうと本当に緊張されるようでございます。それは私にはなかなか分からなかったんですけれども、実際に話を聞いたらそういう方も中にはいらっしゃるということですので、この点も気にかけていただきながら、投票率向上のためにお願いをしたいとこのように思います。

以上、私からの一般質問を終わります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議席番号10番、吉村忍でございます。今回も発言の機会を与えていただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

執行部の皆さん、お待たせをいたしました。お待ちかねの時間でございます。ここからは心穏やかに過ごしていただけますようお願いいたします。なお変化球、牽制球はございませんので、軽い

キャッチボールを楽しみたいと思っております。

さて、今回の質問に先立ちましての小話は、職員の接遇についてでございます。

まず、私が最近感じていることを申し上げますと、私もようやく部課長の皆様に、顔は覚えていただきました。町民の方々からいただいた要望や相談クレームについて、直接部課長さんにお伝えすることが多いのですが、その際の対応が早く、また難しい案件に関しましても、代案を提案いただくなど気持ちよく対応をいただいております。以前は、けんもほろろな対応でございましたが（笑声）、最近では驚くほど対応がよくなったというふうに感じております。これは、私にのみだけでなく誰に対してもこのように対応をされているんだろうというふうに信じております。

次に、令和4年8月10日から24日の間に職員の接遇に関するアンケートが各庁舎に設置され、窓口を訪れた方を対象に行われていたアンケート調査について申し上げます。79人の回答があり8項目の問いに対し、各問いの最高評価は5ポイント。5ポイント中、平均ポイントが4.3ポイントというふうな高評価だったようであります。また自由記述の欄のよい評価の意見では、親切に対応いただいた、いつも気持ちのよい対応ありがとうございます、説明が分かりやすい、素早い対応などの意見が多数あり、以前の役場のイメージとは全く違ったよいイメージに変わってきているように町民の皆様も感じているんだろうと思います。以前も申し上げましたが、藤本町長の人柄のよさが職員の接遇にも表れているんだろうというふうに思っております。

一方で、反省および改善すべき意見では、アンケート回収箱の口の大きさとアンケート用紙の大きさがマッチしていないといったふうな意見があったようでございます。誰もが使いやすいユニバーサルデザインに、このような細かな点も気を遣うべき時代に来たんだろうというふうに思っております。

私が一番気になった点は、その他の意見としてありました、職員の挨拶も大事ですが、来庁した町民から気軽に挨拶できることが肝要であると思っておりますというふうなものです。町民から見て、気がついているのに気がついていないふりをしているように見えたり、話しかけるなオーラや、私は今忙しいオーラを発しているように見えたりするんだろうと思います。また新型コロナウイルス感染症対策によるアクリル板等の設置が、町民が挨拶しづらい雰囲気をもたらし助長しているのではないかとこのふうにも感じております。選挙のとき以外は挨拶もしない、突き当たってもものも言わないなどとやゆされる議員が言うのもおこがましいのですが、挨拶は人の心を豊かにする、挨拶は人を笑顔にする、どうか職員の皆様方におかれましては、来庁した町民の方から気軽に挨拶ができる雰囲気をつくり、来年のアンケートでは、さらなるポイントアップを目指していただきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、環境美化活動について3点の質問をさせていただきます。

毎年、夏場に生い茂った道路沿いの雑草や雑木について、町民や観光客の方から交通に支障を

きたしている、見通しが悪く危険である、道路標識が見えない、雑草が歩道を覆いつくし通れない、観光地を謳っている割に汚らしくて恥ずかしい等の苦情が寄せられます。県および町が毎年予算を投じ対策を講じてはいますが、雑草や雑木の勢いに追い越されているのが現状であり、この問題の解決には、町と町民とが協働して取り組むことが大切であると考えます。

そこで、地域住民やボランティアなどによる環境美化活動の推進のため、次の3点を提案いたします。

1点目は、雑草の処分についてであります。環境美化活動を提出するとごみ袋を支給されますが、刈り取った雑草が大量である場合や人の背丈ほどある雑草は、ごみ袋に入れることが困難であるため、処分場所を提供していただくことを提案いたします。

2点目は、条件緩和についてであります。現在同届出書を提出するためには、2人以上の団体であることが条件ですが、1人でも提出・実施できるよう改善することを提案いたします。

3点目は、より取り組みやすくするためについてであります。不慮の事故の際の保険や用具の貸与、燃料の支給、除草剤の提供等、自己負担の軽減を図ること、また積極的に取り組む団体や個人の表彰制度を導入することを提案いたします。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員の環境美化の推進についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の雑草の処分についてですが、現状は、環境美化活動を行う団体から活動届出書の提出がありましたら、必要数のごみ袋をお渡ししています。活動により集められたごみの収集については、町が委託しております収集業者に別途委託して定期外での収集を行っております。ごみ袋に入らない大きさのごみは収集人が回収することができません。そうした大きさのごみに対して、直接持ち込めるような捨て場を確保・設置することは、不法投棄等の誘発が懸念され、害虫発生等による公衆衛生の悪化が危惧されるところであります。このような捨て場の設置については、諸々の問題があり複数の部署との協議を持ち、検討していきたいと考えております。

次に、2点目の条件緩和でございますが、現状の規定では、2人以上で構成される団体であることを原則としておりますが、特例的に1名での申請も承認している場合もございます。1人を認める特例としては、継続的に計画に基づいて活動を行うという規定を設け、要件を満たしている場合にのみ許可しております。しかしながら団体すなわち2人以上のグループでの届出をした際には、全国町村会総合賠償補償保険の適用になりますが、1人では保険適用外となります。また個人を団体としてみなし、認めた場合、収集箇所が増えて収集人の負担が増すことも考えられます。以上のことを踏まえて、団体としての申請は2人以上で行うようお願いをしておるところでございます。

最後に3点目ですが、活動団体に対し保険や用具の貸与、燃料の支給、除草剤の提供等、自己負担の軽減を図ることができないかということでございますが、まず保険については、先ほど申し上げましたとおり2人以上での申請で対象となっております。

また、環境美化活動を行う団体の皆様の御尽力により、美しく住みやすいまちづくりにつながっていると確信しており、町としても活動団体を支援するため、用具の貸与等を含めた自己負担の軽減につながることを、今後可能な限り検討してまいりたいと考えております。

なお、積極的に取組む団体への表彰制度についてですが、近年活動団体数が増え、環境美化活動が活発となり、町が美しくなっていますことに対しましては、感謝の意を表すところで顕著な功績のあった団体に対しましては、表彰制度を前向きに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。

それぞれ検討ということでございまして、まず、ごみの回収については、業者のほう回収してくれるということだったと思うんですけども、ここで雑草についての話なんですけど、雑草についても同じ考えでよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 雑草についても同じ取扱いではあるんですが、清掃センター等に持ち込む際に、土等がついていると持ち込みが難しいという問題があります。あと、その収集人の方が収集する際に、先ほど答弁の中にもありました、袋より大きいものはなかなか難しいというところをお願いをしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 難しいということなんですけれど、そうしたらその刈ったほうちゅうか、その環境美化活動を行った方のほうで、泥などを落としたりうえて、周防大島町清掃センターへこちらが持って行って、無償で取っていただくというふうなことは、可能なか不可能なかをまずお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 午前中の栄本議員の御質問とも重なるところがありまして、草刈りで刈った草、それから環境美化活動についての部分ですけれども、先ほどもお答えしましたように、制度設計をまずやっというふうなふうに思っております。ですから今言った町民の方が環境美化活動として届出をしていただいて、それを仮に清掃センターに持ち込んだ場合、その処分費用については、免除するような方法が必要だとは思っております。いずれにしましても、先ほど言いました幹線道路の草刈りを委託している以外の部分でのそういう活動については、町

長とも話をしておりますけれども、来年度の当初予算等も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） そういう答弁ですとこれ以上突っ込めない（笑声）残念なんですけれども、分かりました。ちょっと話が違って、ある自治会のほうからちょっとご相談を受けたんですけれども、自治会のほうで海岸清掃等、年に1回行いうらしいんですけれども、その際に流木っていう持ち出せないような大きなものが、結構問題になるらしいんですけれども、その流木について、これまでは各自治会のほうが浜で野焼きとか、燃やしていたというふうな扱いだったと思うんです。それが今後、町としては、流木については禁止をする方針であるというふうな話を聞いたんですが、それは禁止するという方向になったんでしょうか。まず、そこをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 吉村議員の今の御指摘のとおり、今までは自治会がそういった流木等を燃やす際には総合支所等にまずお話があるんですが、関係各所いわゆる警察署、消防署、海上保安署に御連絡のうえ、焼却をお願いしますということですとずっとやってまいりました。この事案が発生しましたのは、地域の方が海上保安署に連絡をした際に、その海岸管理者である町以外、あるいは県以外が焼却をする、今回の件で言えば、自治会が焼却をするのは、法令違反であるという海上保安署からの指摘がございました。確かに廃棄物の処分及び清掃に関する条例、あるいはその施行令等においては、基本的には焼却というのは認められていません。ただし除外規定として慣習上やむを得ないもの神事等、いわゆる例えばどんど焼きであるとか、そういったものの焼却は認められております。あと、その法律の中に海岸管理者が焼却することは可というふうにはなっておるんですけれども、そこにも条件がついておまして、容易に搬出できない場合においてのみ認められると、法をそのまま読めばそういうことでありまして、海上保安署から指摘を受けた次第であります。ただ私どもも、今までは自治会の清掃が慣習で行われていたものではないかということは考えたんですけれども、あくまで海上保安署として、それは認められないという御指摘がありました。先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、自らの海岸をきれいにしているという活動には本当に感謝に堪えないところでありまして、流木の処分については、これも町長等と話をしておるところですけれども、来年度の当初予算計上時に、例えば各総合支所に流木に対する処分費を計上すべきではないかということを今、検討しているところがございます。先ほどの制度設計をつくってという部分も含めまして、その方向で今、話を進めているところがございますので御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） 今の答弁ですと、流木に限らず海岸で枝等を燃やすのもだめだという話になるんだろうと思います。そうするとまた海岸清掃の際に、町のほうで回収していただく量はものすごい増えたりするということが発生するんじゃないかと思いますので、その辺は臨機応変っちゅうわけにはいかんのでしょうかけれども、６月の中頃の日曜日には大体どっかの浜でぼんぼんぼんぼん煙が上がっていますので、もうダメならダメでしっかりと周知をして回収をするというところを徹底していただきたいというふうに思います。それで流木については、処分費を予算化ということで、今御答弁あったんですけれども、ちょっと今総合支所の職員ひやひやしちよるんじゃないかと……これもしかして自分らが取りに行き、チェーンソーで切って処分せんといけんのじゃないかというふうに聞こえちよるんじゃないかと思うんですけれども、実際にその処分費というのは、職員が現場に行き持って帰ったものほどこかに捨てるのが処分費なのか、それとも業者に取りに行ってもらって処分してもらってというのがその処分にあたるのか。そこだけをちょっと確認しておきたいのですけれど。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） この事案が発生しましたときに、実際に職員がその流木の搬出、それから切断であるとか搬出をちょっと実施したところであるんですけれども、とてつもない労働力と言いますか、何日もかかるような状況でありました。今考えておりますのは、環境美化活動で集めていただいた流木を、運搬それから搬出までの業者委託に関する費用を計上できればと、またその金額については、過去の実績等を見ながら考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） 裏で聞いている総合支所長の皆さん、喜んでくださいね、業者に委託ということらしいです。再質問はこれぐらいにしておきまして、時間もあれですので、まじめに入りたいと思いますが。

伝わっていると思うんですけれども、今回の質問の趣旨は、県や町に対してどんどん予算を投じて、道路をきれいにしてくれというものではございません。やってくれやってくれって言うんじゃないしに地域住民のほうも取り組むから、それを取り組みやすくしてくださいというのが今回の趣旨でございます。刈り取った雑草の処分の問題であったり、草刈り機で作業中に飛散物で通行中の車両のガラスを割ってしまって、何をしたんやら分からんというふうな不慮の事故が起こる可能性もあります。実際に私の知人も善意で草刈りよったら人の車のガラスを割ってしもうてから、何十万も払って馬鹿なことやっけしもうたっけというふうな話を聞いたこともありますので、そういった方々が、本当に取り組みやすい仕組みをつくっていただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

近隣では、光市にこのような制度がございまして、その事業の概要は道路や公園など市民の皆

さんが利用する施設の環境美化にグループで取り組んでいただき、市がその活動を支援、PRしますというものでございます。この市の支援、PRというものが市民活動補償制度の適用、保険の適用ですね。活動用具の支給、持ち帰りできないごみの回収、活動中のサインボードの設置、またはのぼり旗の貸与、最後に広報誌やホームページで活動団体の紹介やPRをするというものでございます。

このような環境美化ボランティア制度のようなもの、本町でも今から制度設計を考えて来年度には予算化をしていただけるということで大いに期待をしております。自分たちが住む町を自分たちの手できれいにしたいと思っている方は本当にたくさんいらっしゃいます。中には何も言わず自腹を切ってまで人知れず行われている方もいらっしゃいます。ただやるからにはやりっぱなしでなく、処分まで責任を持ってやることは私は大切だというふうに思っています。また花いっぱい運動というものが、県のほうでも展開されておりますけれども、本町では草一本もない運動というふうなものをいつも展開していただいて、町と町民が協働して取り組む機運が高まっていければというふうに私は思っております。

今日も朝から、検討しますの多発注意報が発令をしておりますので（笑声）、本日までに実は検討していただいて御答弁をいただきましたかったのですが、時間をかけてさらにじっくりと検討していただきまして、私にこの質問をもう1度する権利をいただいたというふうに受け止めております。

私からは以上でございます。最後に町長に一言をいただきまして終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より御質問いただきました、環境美化活動ということであります。

この環境美化活動ということでありますけれども、県はカーボンニュートラルを推し進めております、周防大島町においてもやはり環境問題というのは大きなこれからの大切なキーワードになってくると思います。それが、また先般のカーボンニュートラルプロパンガスの導入ですとか、地家室園地のこれからの発展とかそういったところ、環境にこの周防大島町も大きく動いていくところでございます。その中で一番足元の環境美化活動、吉村議員にも今御提案をいただいたところでございますし、今日、栄本議員からも御質問いただいたところでございます。この周防大島町が、まず生活をしやすいところ、そしてまた観光地であるというところであるにも関わらず、なかなかこの雑草、雑木の伐採ですとか刈り取りがうまくいっていないというところは、私も重々、日々感じておるところでございます。その解決策として、やはり今日、栄本議員からもありましたとおり、今なかなか、県また国にお願いをしていくというところでもありますけれども、

これはまず、周防大島町が観光地として、そしてまた、住まいとして魅力的であること、県の方からここはきれいにしたほうがいいんじゃないですかというぐらい、声をかけていただくぐらい周防大島町が元気になっていくことが大切なんだなあというふうに思っています。

それに加えて吉村議員、御提案をいただいたとおり、地域住民の皆さん、そしてボランティアの皆さんが、我こそはと、今も活動していただいております。大変ありがたい思いでございます。その皆さんに少しでも、町のほうでもお力になれるよう、保険であったり燃料費であったり材料費であったり、そしてまた何よりやってよかったなあ、やって楽しくなるなあというようなことを思っただけのように、住民の皆さんと一緒に、また議員の皆さんからも御提案をいただいて、この環境美化に進んでまいりたいと思っております。

そして、先行事例として光市の事例も頂戴いたしましたので、こちらもしっかりと草一本もない運動ができますように、研究をしてまいりたいと思っております。前に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、9月22日木曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時06分散会
